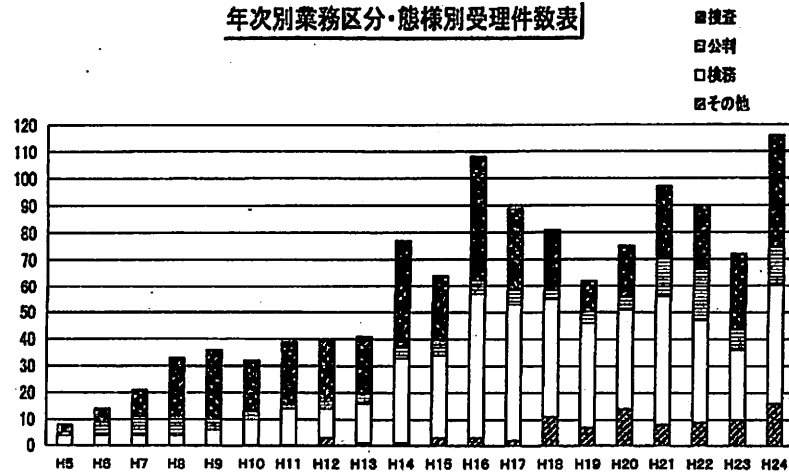


検察庁職員による職務上の過誤調べ

〔この資料は、最高検察庁監察指導部において、平成24年中に各庁から報告のあった「検察庁職員が職務上の過誤により不当な結果を生ぜしめた事例」等に基づき、過誤の態様別等に分類・整理して取りまとめたものであり、執務の参考になると考えられるので掲載する。〕

下図は、第1表「年次別業務区分・態様別受理件数表」の過去20年間にわたる過誤報告の受理件数の推移をグラフ化したものであるが、最近の傾向をみると、平成16年をピークに平成17年から3年連続で減少傾向となったが、その後は、平成20年から再び増加に転じ、平成21年は97件までに至り、平成22年から2年連続で再び減少傾向にあったものの、平成24年は116件となり、過去20年間に於いて最多となった。

年次別業務区分・態様別受理件数表



平成24年における過誤の特徴を概観すると、前年から、調査関係が28件から41件、公判関係が8件から15件、検務関係が26件から44件といずれも大幅に増加している。

また、検務関係については、その内訳において、徴収事務及び犯歴事務がそ
675号 (H25.6)

それぞれ2件から7件に、記録事務が4件から14件に増加している。

その他、ファックスの誤送信等、捜査・公判及び検務以外の事務に関する過誤についても前年から増加している。

これらの中で平成24年に報告された主な過誤事例は下記のとおりであるが、これらの過誤は毎年繰り返されているものがほとんどであり、主な原因は、担当者の注意力不足、関係法令等の理解不足、事件記録等の対査・確認の不徹底など執務の基本的事項に関するものである。

各庁においては、過誤速報などを利用し、全国的な過誤の発生内容について把握に努め、職員に対する注意喚起及び過誤防止の勉強会などを開催するとともに、過誤の原因を調査の上、組織体制の強化や実質的な点検・確認体制の構築などを再検討して、過誤の再発防止に積極的に取り組むことが強く望まれる。

記

第1 捜査関係

- 1 在宅事件について、土地管轄のない簡易裁判所に略式命令請求した（ほか2件の同種事案あり）。

【原因】

地方検察庁本庁で受理し、捜査を逃げた在宅事件について、略式命令請求により事件処理するに当たり、主任検察官及び決裁官において、土地管轄の適用に関する点検・確認を怠ったことによる。

- 2 送致書記載の犯罪事実の犯行時刻の誤りを看過したまま事件受理を行い、誤った事実で勾留請求して勾留状の発付を受けた上、これを執行し、被疑者を不当に6日間勾留した（ほか2件の同種事案あり）。

【原因】

令状担当事務官及び主任検察官において、事件受理時、勾留請求時及び勾留状発付後の点検・確認が不十分であったことによる。

- 3 危険運転致死傷被疑事件の捜査に当たり、公訴時効期間を誤認して公訴時効を完成させた（ほか6件の同種事案あり）。

【原因】

主任検察官及び立会事務官において、犯行日が公訴時効期間の変更を伴

う法改正の前であることを看過し、公訴時効期間を法改正後の10年と誤認し、漫然と補充捜査を行ったことによる。

第2 公判関係

各公訴事実の間に禁錮以上の刑に処する確定判決があるため2個の懲役刑を求刑すべきところ、1個の懲役刑を求刑し、その旨の誤った判決の言渡しを受けてこれを確定させた（ほか2件の同種事案あり）。

【原因】

担当検察官及び決裁官において、公訴事実の各犯行日と前科の確定日との関係について点検・確認を怠ったことによる。

第3 令状関係

受訴裁判所である地方裁判所の裁判官の移送同意を得るべきところ、簡易裁判所の裁判官の移送同意により、被告人を移送した（ほか同種事案あり）。

【原因】

本件は、区検察庁で受理した後、地方検察庁に移送した上、地方裁判所に公判請求したものであるが、事件処理時、令状担当事務官において、検察総合情報管理システム及び勾留者整理原票に、地方検察庁に移送した旨の入力・記載を行わなかったこと、また、受訴裁判所の管理を怠ったことから、簡易裁判所に公判請求した旨の誤った情報が作成され、裁判官の移送同意を得るに当たり、改めて受訴裁判所を確認することなく、簡易裁判所に公判請求した旨の誤った情報を使用したことによる。

第4 証拠品関係

証拠品であるテレホンカード2枚を紛失した（ほか2件の同種事案あり）。

【原因】

紛失の時期・原因は特定できないものの、証拠品担当事務官において、

証拠品の受入手続をするに当たり、警察からバッグ単品として送致されたが、実際には、同バッグ内にテレホンカード2枚が在中していたのを発見したのであるから、保管の際には、在中物を別途管理するなどの方法で適切に管理・保管すべきであったのに、同テレホンカード2枚を同バッグ内に在中させたまま保管したため、同バッグを処分した際に紛失したことが原因として考えられる。

第5 執行関係

通算すべき法定未決勾留日数を看過し、誤った刑の執行指揮を行った（ほか同種事案あり）。

【原因】

保釈中に第一審判決の言渡しがあり、即日実刑収容された後、翌日、再保釈により釈放された事案につき、第一審判決当日、弁護士から控訴申立てがなされ、控訴審において原判決が破棄されたのであるから、収容された日から翌日の再保釈による釈放までの2日間が法定通算すべき未決勾留日数となること、執行担当事務官において、刑の執行指揮書を作成した際、刑事訴訟法第495条第2項第2号についての理解が不十分であったことから、弁護士控訴申立日以降の未決勾留日数については、裁定算入の対象となるとの誤った解釈により、法定通算される未決勾留日数を記載せず、点検・確認担当者及び執行指揮検察官においても、これを看過したことによる。

第6 徴収関係

徴収金の時効満了日を徒過させた（ほか2件の同種事案あり）。

【原因】

徴収担当事務官において、時効満了日の把握を怠り、また、その点検・確認担当者においても、時効満了日を含む徴収金の未済状況等につき報告を求めるなどして確認・把握すべきところ、これを怠ったことによる。

第7 犯歴関係

欠格事由審査のための前科照会について、欠格事由に該当する前科を看過して誤った回答をした（ほか同種事案あり）。

【原因】

犯歴担当事務官において、法人の前科記録を記載した犯歴票を検索する際、不注意により、当該法人の犯歴票があることを看過し、二重チェックの必要性を認識しながら、他の職員に二重チェックを指示しなかったこと、また、決裁官においても、二重チェックされているものと軽信して決裁を行ったことによる。

第8 記録関係

確定記録につき、競合する不起訴記録の保存期間満了前に廃棄した（ほか2件の同種事案あり）。

【原因】

事件記録の廃棄作業に当たっては、保管記録保管簿及び廃棄対象記録等を精査・確認すべきところ、記録担当事務官において、廃棄作業の際、保管記録保管簿等の備考欄に競合記録に関する記載がなかったことから、競合記録はないものと軽信し、廃棄対象記録の精査・確認を十分行わないまま記録廃棄手続を行ったこと、また、その指導・監督担当者においても、記録廃棄認可の決裁の際、必要に応じて廃棄対象記録等を確認し、適切に廃棄作業がなされているか指導・監督すべきところ、これを怠ったことによる。

第9 行政文書の紛失

保存期間内の行政文書を紛失した（ほか2件の同種事案あり）。

【原因】

紛失の原因等について判然としないものの、行政文書の保存・管理及び廃棄時の点検・確認が不十分であることが原因として考えられる。

第10 ファックス誤送信

弁護士会に送信すべき文書を民間宅に誤送信した（ほか7件の同種事案あり）。

【原因】

ファックス送信するに当たり、事前にテスト送信を行うべきであったにもかかわらず、これを怠ったこと、また、ファックス機器の操作方法の確認が不十分であったことによる。

平成24年

は し が き

この資料は、刑事関係報告規程別冊第4事務報告に基づき、平成24年中に当庁に報告のあった検察庁職員による職務上の過誤について、態様別などに分類・整理して取りまとめたものである。

職 務 上 の 過 誤 に つ い て

最高検察庁監察指導課

第1 概況

平成24年(以下「本年」という。)中に、当庁において受理した職務上の過誤報告件数は、116件にのほり、平成23年(以下「前年」という。)より44件増加した。その内訳は、捜査に関する過誤が41件(約35%)、公判に関する過誤が15件(約13%)、検務に関する過誤が44件(約38%)、いずれにも属さない過誤(その他)が16件(約14%)である(別添第1表)。組織別の過誤報告件数は、高検本庁1件、高検支部2件、地検本庁(併置区検を含む。)72件、地検支部(前同)39件、単独区検2件であった(同第2表)。

過誤発見の端緒は、自庁職員の事務処理中(過誤をした本人の発見を含む。)が70件(約60%)と最も多く、次いで他の検察庁・裁判所・関係機関からの通知・連絡等が26件(約22%)、事務監査(検査)の際発見(上級庁事務監査を含む。)が7件(約6%)となっている(同第3表)。

過誤発生の主たる原因は、担当者等による「事件記録・証拠品等の管理不行届」、「法令適用の看過・誤認」、「通知・手続等のけ怠等」がその多くを占めており、依然として、基本的に忠実な事務処理が励行されていないことがわかる(同第4表)。

第2 主な発生事案とその防止策

本年の過誤事例116件の内容、原因等は、別添第5表のとおりであるが、そのうち、いくつかの事例について、過去の発生件数との比較を踏まえつつ、その内容及び防止策の一例を以下のとおり紹介する。

1 公訴時効の看過

公訴時効の看過は、平成20年から同22年までは各年3件以内であったが、前年は6件、本年は7件と近年増加傾向にある。

その発生原因は、単に、担当検察官及び立会事務官が公訴時効満了日の把握を怠っていたもの、法律改正前の犯行であったのに改正後の法定刑により公訴時効満了日を誤認したもの、併合罪関係にある全ての事実につき公訴時効満了日を確認しなかったため、一部の事実について公訴時効満了日を徒過したもの、検務部門で時効切迫の注意喚起付箋を貼付していたの

に主任検察官においてこれを看過したものなどがある。

多数の庁において、事件受理時等に事件記録の余白部分等に公訴時効満了日を記載する、公訴時効満了日が切迫している事案については注意喚起のための付箋を事件記録に貼付するなどの対策が講じられているものの、依然として同種過誤が発生している状況にあることに鑑みれば、まず、事件受理担当の検務部門においての公訴時効満了日の適正な確認、次に、事件配点時に、担当検察官及び立会事務官において、事件記録や適用法令等を十分に確認するとともに、法令の改正等にも細心の注意を払った上で公訴時効満了日の確認を行い、更には捜査担当部署の管理担当等においても公訴時効満了日の確認・把握を確実にを行うなどの段階の確認が求められる。

過誤発生庁では、公訴時効満了日が切迫している事件を受理した場合には、担当検察官及び立会事務官が把握するだけでなく、捜査担当部署の管理担当等においても公訴時効満了日の把握を行う、犯行日から1年以上経過している事件については特に注意して公訴時効満了日を確認するよう指示するなどの改善措置を講じている。

2 求刑の誤り

求刑の誤り(求略式を含む。)については、平成22年は17件発生し、翌23年は3件まで減少していたが、本年は8件と増加している。

その発生原因は、刑の必要的免除事案であることを看過して有期懲役等を求刑したもの、複数の公訴事実の間に禁錮刑以上の確定判決が存することを看過し、2つの懲役刑を求刑すべきところを1つの懲役刑を求刑したもの、法定刑が科料のみに当たる罪につき、特別の規定がなければ没収求刑ができないのに没収求刑をしたもの、処断刑を超える科刑意見を付したのものなどがある。

求刑の誤りは、主任検察官が根拠法令や被告人の前科・身上関係等の基本的事項の確認を怠ったことが主な原因であるが、立会事務官、点検者、決裁官等の点検・確認が十分に行われていれば防止することができたものである。点検・確認者においては、漫然と点検票等をチェックすることなく、個々の点検項目の内容を十分に確認し、常に問題意識を持って点検しなけ

ればならない。そして、複数人による点検であってもそれぞれの担当者による確実な点検・確認が望まれる。

過誤発生庁では、公判引継事項書に犯行日及び判決確定日を含めた前科を記載させる、法定刑・処断刑等につき厳格な確認等を行うよう指示した上で、科刑意見の余白部分等に法定刑・処断刑を記載させるなどの改善措置を講じている。

3 事件記録の紛失・誤廃棄

本年、捜査中の事件記録の紛失・誤廃棄が2件、公判係属中の事件記録の紛失・誤廃棄が3件発生している。

その発生原因は、供述調書等を事件記録に挟んだままの状態にしたため紛失したものや、不要書類の廃棄作業の際に廃棄書類の確認が不十分であったことから供述調書を誤廃棄したもの、公判に持参した事件記録の一部を公判終了後適切に整理しなかったため誤廃棄したものなどがある。また、供述調書や公判廷に持参した事件記録の一部を誤廃棄したもののうち、検察官が指示・連絡などをしないうまま、立会事務官の机上に事件記録を置き、立会事務官が廃棄書類の確認を適切に行わなかったため事件記録の一部を誤廃棄したものがあり、事件記録の引継ぎや口頭での連絡が不十分であったことが一因となっているものもある。

事件記録は、個人情報を含み、捜査上の秘密性が高い上に、適正な刑罰権行使のために必要不可欠な書類であり、その紛失・誤廃棄は、被害者等に強い不信任を抱かせるとともに、国民からの検察に対する信用失墜を招き、さらに、適正な刑罰権行使ができなくなるおそれがあるなど検察業務へ大きな影響を与えるものである。日頃から整理整頓を心掛け、一時的に事件記録を分離した場合には、速やかに元に戻すなど管理を適切に行い紛失を防止するとともに、不要書類を廃棄する時には、廃棄書類の確認を確実にを行う必要がある。

過誤発生庁では、供述調書作成後は速やかに事件記録につづる、廃棄の際には廃棄すべきではない文書が混在していないか十分に確認する、事件記録を机上などに放置することなく適正な保管場所に保管するよう指示が

なされるなどの改善措置を講じている。

4 前科誤回答

犯歴事務に関する過誤のうち、前科の誤回答は、過去4年間発生していませんでしたが、本年は2件発生している。

その発生原因は、法人の犯歴票を検索する際に犯歴票があることを看過したもの、犯歴の検索に当たり生年月日を誤入力したものがあ

る。犯歴は、適正な検察運営及び裁判の適正に資するために必要な事項であり、選挙人名簿等の内容や公民権、法令上の欠格事由調査にも影響を与える重要な事項である。また、前科情報の登載不備により検察運営等に影響を及ぼす上、他の行政官庁等の関係機関にも影響を与えることから、既決犯罪通知や前科の回答に当たっては、その影響も考慮し、点検・確認を十分に行うことが求められる。

過誤発生庁では、二重チェックを励行することはもとより、二重チェックが確実に行われたことを確認できるように決裁欄の表示を改める、いわゆる資格制限に関する前科照会については決裁者においても再度照会書に基づいて検索を行うなどの改善措置を講じている。

5 徴収金の時効看過

徴収金の時効看過は、過去4年間のうち平成22年に1件発生しているのみであったものの、本年には3件発生している。

その発生原因は、時効満了日の把握を怠っていた事案が1件、時効中断事由の解釈を誤った事案が2件である。

時効満了日の把握を怠っていた事案については、担当者のみで時効を把握していたもの、監督者等において時効満了日を含む未済状況につき把握を怠っていたものであり、組織的な確認体制を構築することが必要である。また、時効の中断事由の解釈等については、担当者の推測や先入観、思い込みで事務処理を行うのではなく、根拠法令等を適切に確認・理解し、疑義が生じた場合には、上司等に相談・報告するなどして正しい解釈をすることが望まれる。

過誤発生庁では、時効切迫に係る未済につき、時効満了日順の一覧表な

どを作成し、作成した際は、担当内で確認の上、事務処理方針の検討を行うなどして情報・認識の共有を図ることにより時効満了日の確認・把握体制を強化する。人事異動があった場合は、後任者及びその上司において全未済関係書類と検察総合情報管理システムの時効満了日を対査確認し、複数人により定期的に書類の確認体制を採るなどの改善措置を講じている。

6 記録事務に関する過誤

記録事務に関する過誤の発生件数につき、前年は4件であったものの、本年には14件と大幅に増加している。

その発生原因は、確定記録と判決書の分離作業を失念したこと等により、裁判書、保管記録等を紛失させたもの、廃棄対象記録の確認不足により総合記録を誤廃棄等したものが多数を占めている。

そのほか、記録閲覧に関し、根拠法令等の理解が不十分であったことから、請求に係る保管記録を閲覧させないときは、その理由等を書面により通知しなければならないが、閲覧請求者に口頭でプライバシー関連部分をマスキングする旨伝えて了承を得ていれば、書面による通知は不要であると思ひ込み、閲覧請求者に書面による通知をせず一部マスキング措置をした裁判書を閲覧させたものがある。

記録の閲覧等の事務手続に当たっては、根拠法令等をよく理解した上、疑義が生じた場合には、上司等に報告するなどして根拠法令等の十分な確認が必要である。

過誤発生庁では、全職員に対する注意喚起の事務連絡を發出したほか、記録事務を担当する職員に対して保管記録の閲覧等に関する勉強会を実施するなどの再発防止措置を講じている。

7 行政文書の紛失・誤廃棄

行政文書の紛失・誤廃棄は、本年5件発生している。

その発生原因は、日常の文書管理が不十分だったことによるもので、執務室変更により、行政文書を移動した際に適切な保存場所を定めず、その後、当該行政文書の保存期間を確認することなく、保存期間内の行政文書を保存期間満了の行政文書と誤って廃棄したものなどがある。

行政文書は、行政が適正かつ効率的に運営するため、また、国民に対し、国の活動について説明責任を全うするために必要不可欠なものであり、行政文書の紛失・誤廃棄により、これらに与える影響は大きく、全職員において、日頃から整理整頓を心掛けて行政文書の適切な管理を行い、紛失・誤廃棄を防止するとともに、廃棄時には、ファイルの表紙を確認するだけでなく、廃棄する行政文書を確認し、保存期間内の行政文書の混在による誤廃棄等を防止する必要がある。また、行政文書の廃棄に当たっては、保存期間満了日の確認を行うだけでなく、公文書等の管理に関する法律等の関係法令に則り、内閣総理大臣の廃棄同意があるか、法定の保存期間の延長事由に該当しないかなども留意する必要がある。

過誤発生庁では、職員に対し、行政文書ファイルに確実に表紙・背表紙を付した上で適正に管理されているかなど、日頃からの保存状況等の点検・確認を指示する。行政文書の点検・確認・廃棄時には複数名による文書の確認を指示する。保存年数が異なる行政文書を分けてつづるよう指示するなどの改善措置を講じている。

第3 過誤防止に向けて

職務上の過誤の中には、態様・原因を同じくするものがあり、このような過誤については、過誤が生じやすい点を重点的に点検できるよう点検票を作成・活用するなどの点検体制の見直しや研修、勉強会等を実施するなどの職員間での知識や問題点の共有など、組織的に対策を講じることにより防止できるものも多い。

そのため、各庁におかれては、これらの過誤事例を対岸の火事として捉えるのではなく、当事者意識を持って発生リスクや点検体制等の検討をし、「検察の理念」にあるとおり、それぞれの職員において、法律的な知識、技能の修得とその一層の向上に努めるとともに多様な事情とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積むことが望まれる。

また、担当者間でのコミュニケーション不足が一因となっている過誤も発生しており、日常業務や各種研修等の機会を有効活用して積極的にコ

コミュニケーションを図るとともに、職員間で知識・経験・課題を共有することにより、自由闊達な議論と相互支援を可能とする組織風土を構築し、その結果として過誤防止につながっていくことが望まれる。

なお、最高検察庁においては、現在、各庁で発生した職務上の過誤事例（平成24年に報告受理した116件）について、発生原因別に分類するなどし、今後の発生防止に向けた取組等に関して検討を行っている。

添付資料

第1表	年次別業務区分・態様別受理件数表
第2表	組織別件数表（平成24年）
第3表	発見の端緒別件数表（平成24年）
第4表	過誤の主たる原因一覧表（平成24年）
第5表	職務上の過誤事例一覧表（平成24年）

第1表

年次別業務区分・態様別受理件数表

業務区分	業務態様	過誤の態様	計	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年			
捜査	捜査に関するもの	反問事件を非反問事件として起訴	9	2		3	4	4	(前年なし)		
		管轄違いの起訴	9	1	1	3	1	3	(前年から増加)		
		公訴時効期間満了後の起訴	3	1	1		1				
		二重起訴	1		1						
		上記以外の誤った起訴	6			2	2	2	(前年なし)		
		求刑(求略式)の誤り	11	4	4	1	2	2			
		小計	39	8	7	9	4	11			
		不当勾留	39	4	11	5	10	9			
		公訴時効の看過	21	3	3	2	6	7	(前年から増加)		
		事件記録の紛失	15	2	2	4	5	2			
その他	その他	その他	23	2	3	3	3	12	(前年から増加)		
		小計	98	11	19	14	24	30			
		計	137	19	26	23	28	41			
		公判	公判	違法裁判の看過	6		4				(前年なし)
				求刑の誤り	36	4	7	16	3	6	(前年から増加)
				その他	21	1	4	4	5	7	(前年から増加)
				小計	63	5	15	20	8	15	
		令状	令状	不当勾留	20	1	5	2	6	7	(前年から増加)
				その他	4	1		1	2		
				小計	24	2	5	3	7	7	
証拠品	証拠品			証拠品の紛失・滅失・破損	11	2	2		3	3	(前年から増加)
		証拠品処分の際	20	6	6	4	3	1			
		証拠品の管理不適切	2				1	1			
		その他									
小計	33	8	8	4	7	6					
執行	執行	刑の執行指揮・刑期計算の誤り	10	2	3	1	2	2			
		刑執行猶予取消手続のけ怠	1	1			1				
		残刑執行通知のけ怠	1				1	1			
		その他	4		2		1	1			
小計	16	3	5	1	4	3					
徴収	徴収	誤測定	1		1						
		超過収納	3		2	1					
		誤収納	8	1	1	3	1	2	(前年から増加)		
		二重収納	1			1					
		徴収金時効の看過	4			1			(前年なし)		
		その他	10	2	1	4	1	2	(前年から増加)		
		小計	27	3	5	10	2	7			
		犯歴	犯歴	既決犯罪通知の誤り	2		2				
				既決犯罪通知のけ怠	14		3	4	2	5	(前年から増加)
				前科の誤回答	2						(前年なし)
その他	9			3	4	2					
小計	27	3	9	6	2	7					
記録	記録	保存期間内の定規記録等の廃棄・紛失	60	17	16	13	3	11	(前年から増加)		
		その他	5			1	1	3	(前年から増加)		
		小計	65	17	16	14	4	14			
		その他	1	1							
小計	1	1									
その他	その他	事件記録の紛失	5	2	1	2			(前年から増加)		
		その他	19	2	1	3	6	8	(前年から増加)		
		FAX誤送信	33	10	6	4	5	3	(前年から増加)		
		小計	57	14	8	9	10	16			
合計	450	75	97	90	72	116					

第2表

組織別件数表(平成24年)

過誤の態様	組織別	高検		地検		単独区検	計	
		本庁	支部	本庁	支部			
捜査	起訴に関するもの	反問事件を非反問事件として起訴			2	2		4
		管轄違いの起訴			3			3
		公訴時効期間満了後の起訴						
		二重起訴						
		上記以外の誤った起訴			2			2
		求刑(求略式)の誤り			1	1		2
		小計			26	14	1	41
公判	公判	違法裁判の看過			2			2
		誤った求刑			3	2	1	6
		その他			6	1		7
		小計			11	3	1	15
令状	令状	不当勾留			3	4		7
		令状その他						
		証拠品の紛失・滅失・破損			4			4
		証拠品処分の際				1		1
執行	執行	証拠品の管理不適切			1			1
		その他						
		刑の執行指揮・刑期計算の誤り		1	1			2
		刑執行猶予取消手続のけ怠						
徴収	徴収	残刑執行通知のけ怠						
		その他		1				1
		誤測定						
		超過収納						
犯歴	犯歴	誤収納			1	1		2
		二重収納						
		徴収金時効の看過				1	2	3
		その他				2		2
記録	記録	徴収金時効の看過						
		その他						
		既決犯罪通知の誤り						
		既決犯罪通知のけ怠		3	2			5
その他	その他	前科の誤回答			2			2
		その他						
		保存期間内の定規記録等の廃棄・紛失	1		7	3		11
		その他			1	2		3
小計			1	2	24	17	44	
その他	その他	事件記録の紛失						
		その他			5	3		8
		FAX誤送信			6	2		8
		小計			11	5		16
合計		1	2	72	39	2	116	

第3表

意見の増補別件数表(平成24年)

業務区分	業務細分	意見の増補別件数		合計数
		件数	割合	
捜査	起訴に関するもの	4		41
	裁判	3		
	その他	11		
	自庁職員の事務処理中	13		
	他の検察庁からの連絡又は照会	3		
	自庁事務検査(後査)の照会	1		
	他機関からの連絡又は照会	1		
	その他	6		
	自庁職員の事務処理中	2		
	通知した本人が発見	1		
	裁判所からの通知	1		
	他の検察庁からの連絡	1		
	他機関からの連絡又は照会	3		
	第三者からの申告	1		
	その他	2		
公判	自庁職員の事務処理中	1		15
	通知した本人が発見	2		
	自庁事務検査(後査)の照会	1		
	他の検察庁からの連絡	1		
	他機関からの連絡又は照会	1		
	第三者からの申告	1		
	その他	2		
	自庁職員の事務処理中	1		
	通知した本人が発見	2		
	自庁事務検査(後査)の照会	1		
	他の検察庁からの連絡	1		
	他機関からの連絡又は照会	1		
	第三者からの申告	1		
	その他	2		
	執行	自庁職員の事務処理中	3	
通知した本人が発見		2		
自庁事務検査(後査)の照会		1		
他の検察庁からの連絡		1		
他機関からの連絡又は照会		2		
第三者からの申告		2		
その他		5		
自庁職員の事務処理中		1		
通知した本人が発見		1		
自庁事務検査(後査)の照会		2		
他の検察庁からの連絡		1		
他機関からの連絡又は照会		9		
第三者からの申告		1		
その他		1		
その他		自庁職員の事務処理中	1	
	通知した本人が発見	1		
	自庁事務検査(後査)の照会	1		
	他の検察庁からの連絡	4		
	他機関からの連絡又は照会	1		
	第三者からの申告	3		
	その他	2		
	自庁職員の事務処理中	5		
	通知した本人が発見	1		
	自庁事務検査(後査)の照会	1		
	他の検察庁からの連絡	1		
	他機関からの連絡又は照会	1		
	第三者からの申告	1		
	その他	1		
	合計		116	

第4表

過剰の主たる原因一覽表(平成24年)

業務区分	業務細分	件数	過剰の主たる原因						
			案件記録 の不備 等	法令・判例 の適用 の誤り	法令・判例 の適用 の不足	法令・判例 の適用 の過剰	その他		
捜査	遺失の検体	4	4						
	起訴に関するもの	3	3						
	裁判	2	2						
	その他	11	10	1					
	自庁職員の事務処理中	2	2						
	通知した本人が発見	1	1						
	裁判所からの通知	1	1						
	他の検察庁からの連絡	1	1						
	他機関からの連絡又は照会	3	3						
	第三者からの申告	1	1						
	その他	9	8	1					
	自庁職員の事務処理中	7	7						
	通知した本人が発見	2	2						
	自庁事務検査(後査)の照会	1	1						
	他の検察庁からの連絡	1	1						
他機関からの連絡又は照会	12	12							
第三者からの申告	4	4							
その他	41	41							
公判	遺失検体の返還	2	2						
	起訴に関するもの	6	6						
	裁判	1	1						
	その他	15	15						
	自庁職員の事務処理中	5	5						
	通知した本人が発見	6	6						
	自庁事務検査(後査)の照会	2	2						
	他の検察庁からの連絡	1	1						
	他機関からの連絡又は照会	3	3						
	第三者からの申告	1	1						
	その他	7	7						
	自庁職員の事務処理中	4	4						
	通知した本人が発見	3	3						
	自庁事務検査(後査)の照会	1	1						
	他の検察庁からの連絡	1	1						
他機関からの連絡又は照会	4	4							
第三者からの申告	1	1							
その他	15	15							
執行	遺失検体の返還	2	2						
	起訴に関するもの	6	6						
	裁判	1	1						
	その他	15	15						
	自庁職員の事務処理中	5	5						
	通知した本人が発見	6	6						
	自庁事務検査(後査)の照会	2	2						
	他の検察庁からの連絡	1	1						
	他機関からの連絡又は照会	3	3						
	第三者からの申告	1	1						
	その他	7	7						
	自庁職員の事務処理中	4	4						
	通知した本人が発見	3	3						
	自庁事務検査(後査)の照会	1	1						
	他の検察庁からの連絡	1	1						
他機関からの連絡又は照会	2	2							
第三者からの申告	1	1							
その他	15	15							
その他	遺失検体の返還	2	2						
	起訴に関するもの	6	6						
	裁判	1	1						
	その他	15	15						
	自庁職員の事務処理中	5	5						
	通知した本人が発見	6	6						
	自庁事務検査(後査)の照会	2	2						
	他の検察庁からの連絡	1	1						
	他機関からの連絡又は照会	3	3						
	第三者からの申告	1	1						
	その他	7	7						
	自庁職員の事務処理中	4	4						
	通知した本人が発見	3	3						
	自庁事務検査(後査)の照会	1	1						
	他の検察庁からの連絡	1	1						
他機関からの連絡又は照会	2	2							
第三者からの申告	1	1							
その他	15	15							
合計		116	28	28	25	12	10	12	1

第5表

職務上の過誤事例一覧表(平成24年)

1. 捜査

(1) 起訴に関するもの

反則事件を非反則事件として起訴(前年なし)

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
道路交通法違反事件の処理に当たり、仮免許運転条件違反(非反則行為)及び同違反と同一の機会に認知された指定場所一時不停止違反(反則行為)につき、併せて非反則行為として略式命令請求した。	本件違反行為については、仮免許運転条件違反は非反則行為として、指定場所一時不停止違反は反則行為としてそれぞれ立件の上、非反則行為たる仮免許運転条件違反のみ検察官送致すべきところ、警察官署において、一通の交通事件原票を作成し、送致してきた上、さらに本件を捜査した主任検察官及び決裁官において、関係法令等の確認が不十分なまま両違反について略式請求手続を執ったため。	裁判所から略式不相当の通知を受けた後、主任検察官において、被告人に対し、非反則行為については通常の裁判手続が行われ、反則行為については反則金の手続が行われること等を説明し、了承を得た。	文書を出し、全職員に対し、事件捜査等の手続全てにおいて関係法令の確認・検討等を十分にを行い、同種過誤の再発防止を図るよう注意喚起した。また、警察に対し、事案の概要を説明した上、送致に当たっては関係法令の確認を徹底するよう申入れを行った。
反則事件として処理すべき道路交通法違反(速度超過)事件につき、非反則事件として略式命令請求し、確定させた。	本件違反場所は、公安委員会により最高速度の指定がなされていないにもかかわらず、警察官署において、最高速度が50キロメートル毎時と指定された道路であると誤認して検挙した上、さらに、速度測定カードにもその旨記載して検察庁に送致(違反場所の地番を誤記した事案を含む。)してきたものであるところ、主任検察官及び決裁官において、関係証拠につき表面との照りが認められなかったことから、これに気付かずして略式命令請求を行ったため。	非常上告申立手続を行い、原裁判を是正することとした。	警察官署に対し、速度取締を実施する際、交通規制集との対照確認及び交通事件原票等の記載等の点検・確認を厳行するとともに、今後、事件送致に当たっては、公安委員会による速度指定区間及び速度違反取締場所を明示した書面を添付するなどの指示を行ったほか、職員に対しては、速度規制の点検・確認をして捜査処理を行うよう指示した。
反則行為として処理すべき道路交通法違反(赤色信号無視)事件につき、非反則行為として略式命令請求した。	本件は、被疑者が赤色信号無視の事実で検挙された際、免許証の有効期限が過ぎていたのにもかかわらず、いわゆるうっかり失効で無免許運転の疑念は認められないとして、赤色信号無視の事実のみで、非反則行為の道路交通法違反事件として送致を受けたものであるが、被疑者の免許証の有効期間末日が土曜日であり、免許証の有効期間の特例により、本件犯行日の月曜日が有効期間末日とみなされ、免許が有効であったにもかかわらず、主任検察官及び決裁官において関係記録等の検討・確認が不十分であったことから、これを看過し、本件赤色信号無視の事実につき、反則行為として処理すべきところ、被疑者が法令の規定による運転の免許を受けていない者であり、非反則行為として処理できるとの軽信して略式命令請求手続をとったため。	本件過誤の発覚が裁判確定前であったことから、公訴の取消し手続を行い、公訴棄却の決定があり確定した。なお、仮納付された罰金は被告人に還付する予定である。	文書を出し、同種の過誤を防止するため、同種事案の処理に当たっては、免許証の有効期間に関する条文を確認することはもちろん、交通三者即日処理方式の会場にカレンダーを持ち込むなどして、免許証の有効期間の末日の曜日確認を確実に行った上で事件処理するよう指示した。
反則事件として処理すべき道路交通法違反(速度超過)事件につき、非反則事件として略式命令請求し、確定させた。	本件違反場所は、公安委員会により最高速度の指定がなされていないにもかかわらず、警察官署において、最高速度が50キロメートル毎時と指定された道路であると誤認して検挙した上、速度測定カードにもその旨記載し、さらに、違反場所の地番を誤記して検察庁に送致された後、被疑者現在地として過酷発生片に移送されたものであるが、事件処理に当たり、主任検察官及び決裁官において、関係証拠につき表面との照りが認められなかったことから、これに気付かずして略式命令請求を行ったため。	非常上告申立手続を行い、原裁判を是正することとした。	決裁官から職員に対し、違反場所の速度規制を十分に点検確認して捜査処理を行うよう指示した。

管轄違いの起訴(前年から増加)

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
在宅事件について、土地管轄のない簡易裁判所に略式命令請求した。	本件は、地検本庁で受理・捜査を遂げて、略式命令請求により事件処理するに当たり、主任検察官において土地管轄の適用に関する点検・確認を怠り、決裁官においてもこれを看過して、土地管轄のない簡易裁判所に対して略式命令請求をしたため。	簡易裁判所から通知を受けて通常の裁判手続に移行し、被告人が管轄違いの申立てをしたことから、管轄違いの判決が言い渡されて確定した後、改めて事件受理・略式請求手続を行い、略式命令の発行を受けて確定した。	全職員に対し、通知文書を出して、点検票を活用するなどして点検・確認を徹底するよう注意喚起し、同種過誤の再発防止を図ることとした。
在宅事件について、土地管轄のない簡易裁判所に略式命令請求した。	本件は、地検本庁で受理・捜査を遂げて、略式命令請求により事件処理するに当たり、主任検察官において、土地管轄の適用に関する点検・確認を怠り、点検者により土地管轄の確認を行ったものの形式的にチェックを付すなどしたのみで内容を確認せず、土地管轄がないことを看過し、さらに、決裁官においても看過して、土地管轄のない簡易裁判所に対して略式命令請求をしたため。	正式裁判申立期間中の発見であったことから、検察官において正式裁判申立手続を行い、正式裁判手続に移行した後、罰金刑の言渡しを受けて確定した。	検察官、点検者等において、起訴時の点検票を利用し、現実な点検・確認を徹底するとともに、事件処理の際に、事件担当事務官においても精確な点検・確認を励行し、再発防止に努めるよう周知した。
在宅事件について、土地管轄のない簡易裁判所に略式命令請求した。	本件は、地検本庁で事件を受理し、捜査を遂げて、略式命令請求により事件処理するに当たり、主任検察官において、土地管轄があるものと誤信し、土地管轄の適用に関する点検・確認を怠った上、決裁官においても同様に確認を怠ったため。	主任検察官において、被告人に略式命令請求し、手続違背があったことを説明したが、管轄違いの申立てを行わない意向であったため、正式裁判を申し立てることなく自然確定させた。	文書を出し、全職員に対して本件過誤の発生を周知するとともに、基本に忠実に記録の点検・確認を行うよう指示した上、担当者においては、起訴時のチェックシートを活用して厳格な点検・確認を励行することとし、さらに、全検察官に対し、管轄の確認等の記録の精査を厳に行うとともに、訴訟全般に關しての点検・確認を励行するよう指導した。

その他誤った起訴

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
検察官の押印を欠く起訴状で略式命令請求した。	主任検察官において起訴状、事件記録等を回付する際、起訴状への押印を失念し、立会事務官及び検察官において、事務手が繁忙であったことから起訴状への押印を欠いていることを看過して決裁のために回付し、決裁官に起訴状への押印を欠いていることを看過して決裁を行い、事件担当事務官において看過して決裁の記載内容等については確認したものの、主任検察官の押印を欠いていることではないとの思い込みから点検・確認作業を怠り、起訴状への押印を欠いていることを看過したまま略式命令請求を行ったため。	正式裁判申立期間中の発見であったことから、検察官において正式裁判申立手続を行なった後、期で決裁に移行した際、期金刑の言渡しを受けて確定した。	文書を出し、全職員に対し、起訴状の作成に当たり、誤記や押印漏れの確認等について注意喚起した上、検察官に対し、起訴状に押印した上で決裁に提出するよう指示し、また、検務事務担当職員に対し、形式的な点検・確認に終わることなく、実効性のある点検・確認を勧奨するよう指示した。
動物愛護条例違反事件の起訴に当たり、市条例を適用して起訴すべきところ、これを看過し、県条例を適用して略式命令請求し、同命令を発付・確定させた。	本件犯罪地では、県条例に適用除外規定があり、市条例が適用されること、送致官等から照会違反を適用した誤った条文で送致を受けた上、主任検察官において、事件の受理・処理等に当たり、適用法令を確実に確認すべきところ、確認が不十分であったことから、適用法令が誤っていることを看過して決裁官に記録を回付し、決裁官においても同様に適用法令の誤りを看過したため。	市条例、県条例の構成要件及び法定刑が同一であり、被告人の防御の観点からも裁判の観点から必要がないと認められることなどの理由により、特段の措置は講じていない。	文書を出し、期則を含む条例が施行された際は、罰則の内容、適用上の注意事項等を検察総合情報管理システムに掲載するとともに、全職員宛てにメールで周知することとした上、口頭で、検務部門事件担当事務官及び捜査・公判部門事件管理担当者に対し、確実な点検・確認を勧奨し、基本に忠実な業務を勧奨するよう周知するなどした。

求刑（求略式）の誤り（前年から増加）

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
海面漁業調整規則違反事件について略式命令請求するに当たり、同違反の法定刑は科料のみであり、没収の制限があるにもかかわらず、これを看過して没収物及び没収金について没収求刑をし、裁判所に略式命令を発付させて確定させた。	法定刑が科料のみである海面漁業調整規則違反事件においては、刑法第20条が適用され、同法第19条第1項に定める犯罪行為を構成した物以外の物は没収することができないのに、主任検察官及び決裁官が同規定の適用を看過して没収求刑をしたため。	当該没収物及び没収金は捜査段階で所有権放棄されており、固陋に帰属していたものであって、当該没収物が被告人に実質的な不利益を与えておらず、法令解釈適用の是正を図るまでの必要が認められないことから、非常上告その他特段の是正措置は講じていない。	事務連絡を発出し、没収求刑の際には法定刑を十分に確認し、厳格な点検・確認を勧奨するよう周知徹底を図った。
処断刑の上限を超える科料意見を付して略式命令請求し、違法な略式命令を発付させた。	本件は、道路交通法違反等（無免許、無車検、無保険）の事件であり、主任検察官において、処断刑の上限である50万円の科料意見を付して略式命令請求したものであるが、機を付して科料意見を付したものの、科料意見を付した科料意見の要更を促され、同要更を検討するに当たり、主任検察官において、裁判所から事件記録を借出すなどして科料意見要更の可否等を検討し、罰金や処断刑の適用等を行うべきところ、記録の借出しや処断刑の確認等を怠った上、決裁官に報告を行ったのみで、所要の決裁を受けるなどの科料意見要更のための所定の手続を怠ったことにより、科料意見を処断刑を超える求刑に変更したため。	略式命令発付後、裁判官から略式命令の罰金額が誤りであった旨の連絡を受けて本件過誤が発覚し、その後、検察官が正式裁判申立手続を行い、適切な罰金額の言渡しを受けて確定した。	過誤発覚後、直ちに検察官に対して再発防止のための点検・確認の勧奨を指示した上、事務手続の履行を指示した。文書を出し、全職員に対し、法定刑・処断刑の厳格な確認の勧奨を指示するとともに、科料意見の余白や起訴時の点検票に法定刑・処断刑を記載する取扱いに改めるなどした。

(2) 捜査（その他）

不当勾留

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
送致書記載の犯罪事実の犯行時刻の誤りを看過したまま事件受理を行い、誤った事実で勾留請求して勾留状の発付を受けた上、これを執行し、被疑者を不当に6日間勾留した。	主任検察官及び令状担当事務官において、事件受理時、勾留請求時及び勾留状発付後の点検・確認が不十分であったため。	本件過誤発覚当日、被疑者を釈放した。	事件受理手続等において、より一層の点検・確認を勧奨し、再発防止に努めるよう指示文書を出したほか、事件受理及び処理時の過誤の防止に重点を置いた研修を実施した。
逮捕状記載の犯行年月日と異なる犯行年月日記載された勾留状を執行したところにより、被疑者を3日間不当に勾留した。	日直担当の検察官及び事務官において、事件受理時、勾留請求時及び勾留状発付時における逮捕事実、送致事実及び勾留事実の同一性についての点検・確認が不十分であったため。	本件過誤発覚当日、被疑者を釈放した。	総務部長事務連絡を提出し、過誤内容を周知するとともに、勾留請求を行う際の逮捕事実と勾留請求事実の同一性の確認を厳にするよう指示した。
緊急逮捕状に引用された逮捕状請求書（乙）の写しに、逮捕場所及び引致場所の記載が欠落しているのを看過したまま被疑者を9日間不当に勾留した。	日直担当の検察官及び事務官において、事件受理時及び勾留請求時における点検・確認が不十分であったため。	本件過誤発覚当日、被疑者を釈放した。	全職員に対し、過誤内容を周知して注意喚起するとともに、身柄付事件の受理及び勾留請求等における確実な点検・確認の徹底につき、口頭及び指示文書をもって指示した。
定まった住所を有する被疑者を器物損壊罪で勾留中のところ、軽犯罪法違反で略式命令請求するに当たり、罪名変更により、法定の勾留要件を欠くこととなり、検察官としては速やかに釈放手続をとるべきところ、釈放手続を行わずにそのまま略式命令請求したため、略式命令請求後、釈放手続をとるまでの間、不当に勾留した。	勾留事実と同一性がある軽犯罪法違反の事実で略式命令請求するに当たり、勾留事実と公訴事実の同一性があることに気を許し、主任検察官及び立会事務官において法定の勾留要件を欠いたことに気付かず、決裁官及び検務事務担当者においてもこれを看過したため。	特段の措置は講じていない。	事務連絡を発出し、全職員に対して本件過誤を周知するとともに、起訴時の点検・確認を特に十分に行うよう注意喚起した。

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
過誤の内容 捜査手帳の記入ミスにより、被告人の住所が誤り、捜査員が誤った住所に捜索を行った。結果、捜索が失敗し、被告人の行方不明となった。	過誤の原因 捜査手帳の記入ミスは、被告人の住所が誤り、捜査員が誤った住所に捜索を行った。結果、捜索が失敗し、被告人の行方不明となった。	事後措置 捜査手帳の記入ミスは、被告人の住所が誤り、捜査員が誤った住所に捜索を行った。結果、捜索が失敗し、被告人の行方不明となった。	改善方策 捜査手帳の記入ミスは、被告人の住所が誤り、捜査員が誤った住所に捜索を行った。結果、捜索が失敗し、被告人の行方不明となった。
過誤の内容 被告人の住所が誤り、捜査員が誤った住所に捜索を行った。結果、捜索が失敗し、被告人の行方不明となった。	過誤の原因 被告人の住所が誤り、捜査員が誤った住所に捜索を行った。結果、捜索が失敗し、被告人の行方不明となった。	事後措置 被告人の住所が誤り、捜査員が誤った住所に捜索を行った。結果、捜索が失敗し、被告人の行方不明となった。	改善方策 被告人の住所が誤り、捜査員が誤った住所に捜索を行った。結果、捜索が失敗し、被告人の行方不明となった。

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
捜査中の事件記簿である被告人住所を誤り、捜査員が誤った住所に捜索を行った。結果、捜索が失敗し、被告人の行方不明となった。	過誤の原因 捜査手帳の記入ミスにより、被告人の住所が誤り、捜査員が誤った住所に捜索を行った。結果、捜索が失敗し、被告人の行方不明となった。	事後措置 捜査手帳の記入ミスは、被告人の住所が誤り、捜査員が誤った住所に捜索を行った。結果、捜索が失敗し、被告人の行方不明となった。	改善方策 捜査手帳の記入ミスは、被告人の住所が誤り、捜査員が誤った住所に捜索を行った。結果、捜索が失敗し、被告人の行方不明となった。

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
捜査手帳の記入ミスにより、被告人の住所が誤り、捜査員が誤った住所に捜索を行った。結果、捜索が失敗し、被告人の行方不明となった。	過誤の原因 捜査手帳の記入ミスにより、被告人の住所が誤り、捜査員が誤った住所に捜索を行った。結果、捜索が失敗し、被告人の行方不明となった。	事後措置 捜査手帳の記入ミスは、被告人の住所が誤り、捜査員が誤った住所に捜索を行った。結果、捜索が失敗し、被告人の行方不明となった。	改善方策 捜査手帳の記入ミスは、被告人の住所が誤り、捜査員が誤った住所に捜索を行った。結果、捜索が失敗し、被告人の行方不明となった。

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
少年による占有 贓物横領事件(在宅) を成人に達する 前に家庭裁判所に 送致しなかった。	成人年齢切迫の注意喚起付箋が貼付されてい たにもかかわらず、主任検察官において、この付 箋を看過した上、被疑者の年齢確認を怠り、誤っ て年齢を超過させたため。	不起訴(起訴猶予)処 分とした。	監督者から指示文書を出し し、事件担当事務官におい て、成人年齢切迫事件を受 理した際には付箋を貼付し た上で、事件重点の必ず口 頭で注意喚起するとともに、主 任検察官に対し、即時年齢確 認などを行うよう指示した 上、事件管理において検察総 合情報管理システム等を利用 して、成人年齢切迫事件の一 覧表を作成させ、同事件を 把握させることとした。
検察官の指押印 を欠く捜見等禁止 決定を執行した。	捜見等禁止決定の執行に当たり、刑事訴訟法 第473条ただし書き及び事件事務規則第27 条第3項の規定に基づき、捜見等禁止決定に検 察官の指押印を押印すべきところ、日直検察 官・事務官において関係指令を失念し、明確な 認識がないまま漫然とその執行を行ったため。	過誤発覚当日、違法な 捜見等禁止決定を取り消 すべく、捜見等禁止等取消 請求を行い、捜見等禁止 解除決定を執行した。	検察総務官において、今状 担当事務官等の関係職員に 対して捜見等禁止決定の適切 な執行を指示するなどし、同種 過誤の再発防止を図ること とした。
2つの執行猶予 刑(1つは原簿編 検付)の取消手続 に当たり、刑罰法 第26条ないし第 26条の3の規定 により、順次適やが に取消手続を行う べきところこれを 怠り、執行猶予の 取消原因となった 判決の確定を待っ て手続をしよう と考え、うち1つの 執行猶予刑の猶予 期間を経過させた。	執行猶予の取消原因刑の判決を受けて、保護 観察執行猶予刑につき刑罰法第26条の2第2 項の規定により無条件的取消しを行うとともに、 他の執行猶予刑につき、刑罰法第26条の3の規 定により取消手続を合わせてすべきところ、刑 罰法第26条の3の規定に照らし、かつ、取消原因刑にかかる裁判 が控訴審に係属したため、同裁判の確定を待た なければ手続は進められないと考えたため、執 行猶予期間を経過させた。	特段の是正措置は講じ ていない。	文書を出し、全職員に對 して事件過誤を周知すると ともに、執行猶予刑の取消事由 を把握したときは、執行猶予 期間の満了日に留意すると ともに、必要に応じて保護観 察所との意見交換の申し出等 を総合に行うなど注意喚起し、 同種過誤の再発防止を図ること とした。
少年による自動 水運転失窃害事 件(在宅)を成人 に達する前に家 庭裁判所に送致 しなかった。	主任検察官において、被疑者の年齢確認を怠 り、誤って年齢を超過させたため。なお、過 誤発覚生じた際には、成人年齢切迫事件の事 件記録に、成人年齢切迫の旨の注意喚起付箋 を貼付する意図としていたが、本件ではこれ が貼付されていなかったことも過誤である。	不起訴(起訴猶予)処 分とした。	文書を出し、検察官及び 立会事務官において、少年 事件の重点を受けた時点で 年齢確認を徹底するととも に、事件担当事務官におい ても、事件受理の際に確實な 点検・確認を行い、注意喚起 付箋の貼付を怠り、成人 年齢切迫事件であることの注 意喚起を図るよう周知した。

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
検察審査会申立 のあった自動運 転失窃害事(在宅) の検察官が、被 疑者遺族又は代 理人等に対し、 再検査の請求を 行ったこと、再 検査の結果等につ いて説明及び事件 の処理結果の通知 を行わなかった。	本件は、被害者が死亡した事件であり、検 察審査会の不起訴不当の議決により再検査し た事案であるから、事件処理に当たり、被害 者遺族等に通知の旨の希望の有無を確認する など、必要に応じて、再検査の結果、処分内 容及び理由について説明すべきところ、主任 検察官において、被害者遺族等に対してこれ らの説明を失念した上、通知につき立会事務 官に一任して発出の有無を確認せず、立会事 務官において、被害者遺族等に対する通知等 について十分な確認を行わなかったこと、他 分内容等の説明や通知等が行われず、事件 処分時点検者においてもこれらを看過した ため。	次席検事において、被害 者遺族の代理人弁護士 に電話をし、処分通知を 失念していたことを指摘 するとともに、処分結果 等に関する通知書を送付 した上、被害者遺族及び 代理人弁護士に対して検 察審査会の議決後の再検 査結果及び不起訴処分理 由等につき説明を行った。	文書を出し、被害者等通 知事件の旨の有無については 高い確率で、被害者等通知 書の有無及び処分通知等の 内容について確認に点検す るよう指示した。
証拠品であるパ ソコン等に保存さ れていたデータにつ き、主任検察官と 弁護人の協議によ り、事件と関連の ないデータは消去 させる旨の合意が なされていたにも 関わらず、同デー タを全て消去して 復元不能な状態に 至らした。	著作権法違反事件の証拠品として押収され、 警察に庁外保管中の当該パソコン及び外付け ハードディスクについて、被押収者である被 疑者の提出を受けるなどについて同 検察官が、主任検察官において、弁護人から同パ ソコン等に事件とは関連のない被疑者の個人用 データが含まれているため、データ消去の同意を 撤回したい旨の申し出を受けたことから、個 人に復元させることにつき合意をし、警察官に 復元の上での協同内容に関する報告書等を作成し た上、証拠品担当事務官に対しても協 同内容につき説明・指示等を行わなかったた め、証拠品担当事務官において、データ消去の 上で復元する旨の証拠品処分委託を行い、当該 データを復元不能な状態に至らしたため。	証拠品送付後、弁護人 から消去されたデータが 復元依頼があり、弁護 人を通じて民間会社へ 当該パソコン等を送付し てデータ復元の可否を調査 したが、データの復元は 不可能であったため、弁 護人等に対して事実関係 を説明した。	文書を出し、注意喚起す るとともに、証拠品の処分 につき、事件記録等の記録 に付録として記載するた め、必ずその事項が記載 された報告書等を作成し て事件記録に備え、主任 検察官に対して説明・指 示するよう指示した。
借用中の確定記 録等3冊(確定記録 2冊、不提出記録1 冊)を紛失した。	立会事務官において、当該記録の返還に当た り、送付書を作成せず、かつ、非留等の扱いで 送付手続をとるなどの措置を講ずる、文書担当 への引継ぎも疎忽に行うことなど、確定 記録等の返還の管理・取扱いが不適切であつた ため、返還の過程で紛失した可能性が高く、ま た、主任検察官において指押・確認等 を行うよう立会事務官に対して指押・確認等 を行うべきであったのに、授然と立会事務官に 対して返還指示をしたのみで具体的指押・確認 等が不十分であったため。	当該確定記録等につ いての執照室や倉庫 等を調査するとともに、 主任検察官が地理、借出 し等を行った事件記録に ついての調査を行ったも のの発見されなかった。 本件記録中、公判調書は 抄本化していたものの、 その他の等は作成して いないことから、複製等 はできなかった。	捜査書類の保管に当た っては、常に執照室取 出等の防止に努めると ともに、他庁から借用 した事件記録の管理に 当たっては、管理 規定に基づき、借 用記録簿により記録の 借用状況を把握の上、 定期的に保管 状況を確認するなどして 管理することなどを文 書を出し、指押・公 判調書等職員に対し、 事件記録等の適切な保 管・管理に努めるよう 指導を行い、今後も 立会事務官研修等で同 様の指導を行うことと した。
少年による窃盗 事件(在宅)2件を 成人に達する前 に家庭裁判所に 送致しなかった。	主任検察官において、事件重点時等の検 察少年の年齢確認が不十分であった上、成 人に到達する日を中心して早期に事件処理 を行わなかったものであり、うち1件につ いては、事件受理時に、事件担当事務官が 年齢切迫である旨の付箋を貼付しており、主 任検察官においても、成人に到達する日をも 十分に認識していたため、約2か月後に成人に到達 させてしまったもの。また、少年事件の年齢 把握を主任検察官以外に事件管理部門で行 っていないことも本件過誤の要因である。	所期の検査を避け、不 起訴(起訴猶予)処分 とした。	過誤発覚生じた際には、今 後、年齢切迫事件の担当者 を決めて事件処理を行う こととした。捜査担当部 門において、少年事件未 成年に達する日を把握・ 確認することとし、また、 同一警察を偵察官に配 置し、注意喚起すること とした。

2. 公判

違法裁判の看過 (前年なし)

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
算入できる未決勾留日数がないのに、これを算入した違法な判決を看過した。	当該被告人は、受刑中により算入可能な未決勾留日数がないのに、検察官において算入可能な未決勾留日数の確認を怠ったまま公判立会したため、違法な判決の審議であることを指摘できなかった。	違法な判決であることを理由に控訴の申立てをした。	文書を出し、全職員に対して判決前の点検・確認の徹底につき一層の注意喚起を図るとともに、公判事務に関与する職員に対し、点検・確認の励行を指示した。
禁錮刑については、累犯加重できないのに、これを適用し法令の適用を誤った違法な判決を看過した。	累犯加重は有期懲役に処する場合に限り適用されること、公判担当検察官において、本件判決書原本を点検した際、選択刑と適用法令の対応関係等を怠り、本件選択刑が禁錮刑であるのに法令の適用において累犯加重を行っていることを看過したため。	本件過誤発覚時、控訴申立期間を経過していたものの、被告人において控訴申立がなされたため、控訴審において正誤を確かめた。	文書を出し、禁錮刑を求刑する際には、累犯加重は適用されないことを述べて求刑すべきであり、禁錮刑につき実刑判決が言い渡された場合は、主任検察官において、判決書原本の点検時に法令の適用部分の記載を確認して違法な累犯加重等がされていないかの点検を徹底するよう指示した。

求刑の誤り (前年から増加)

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
刑の必要的免除事由に当たる盗品等運搬事件について、有期懲役と罰金刑の求刑をした。	被告人は、本件実行時には、本犯者と婚姻関係にあり(起訴時は既に離婚)、刑法第257条1項(刑の必要的免除)が適用される事案であったが、本件実行後に離婚していたため、担当検察官及び検事官が同規定の適用を看過したため。	弁論再開の申立をした上で、刑の免除の求刑を行い、求刑どおり刑の免除の判決言渡しを受けて、囚禁刑は確定した。	捜査・公判担当職員に対し、同種事案の法令適用につき、厳正な点検・確認を行うこと、さらに、親族間の犯罪の特例規定が適用される場合には、適正な求刑を行うことを注意喚起するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。
窃盗等被告事件について求刑する際、複数の公訴事実の間に禁錮以上の刑に処する確定判決があるため、2個の懲役刑を求刑すべきところ、1個の懲役刑を求刑した。	前科確定日と公訴事実の各実行日との関係を踏まえ、その間に禁錮以上の刑に処する確定判決がある場合には2個の刑を求刑すべきところ、担当検察官において点検・確認を怠り、決裁官においてもこれを看過し、1個の懲役刑を求刑したため。	懲役刑が言い渡されたことから、特段の是正措置は講じていない。	指示文書を出し、求刑決裁時に、公判引継事項書の求刑記載欄上部に禁錮以上の最終前科の確定日及び公訴事実中の最も古い実行日を記載させることとし、同種過誤の再発防止に努めることとした。

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
複数の公訴事実がある窃盗等被告事件について求刑するに当たり、複数の公訴事実の間に禁錮以上の刑に処する確定判決があるため、2個の懲役刑を求刑すべきであったのに、1個の懲役刑を求刑したため、裁判所において、求刑どおり1個の懲役刑の判決を言い渡させ、これを確定させた。	公訴事実の各実行日と前科の確定日との関係を踏まえ、その間に禁錮以上の刑に処する確定判決がある場合には2個の懲役刑を求刑すべきところ、担当検察官において点検・確認を怠り、決裁官においてもこれを看過し、本件につき1個の懲役刑を求刑したため。	特段の是正措置は講じていない。	文書を出して、本件過誤を周知するとともに、求刑決裁時、公判引継事項書に判決確定日を含めた前科を明記するなど点検・確認を励行し、同種過誤の再発防止に努めるよう指示した。
窃盗等被告事件について求刑する際、複数の公訴事実の間に禁錮以上の刑に処する確定判決があるため、2個の懲役刑を求刑すべきところ、1個の懲役刑を求刑したため、裁判所において、求刑どおり1個の懲役刑の判決を言い渡させ、これを確定させた。	前科確定日と公訴事実の各実行日との関係を踏まえ、その間に禁錮以上の刑に処する確定判決がある場合には2個の懲役刑を求刑すべきところ、担当検察官において点検・確認を怠り、決裁官においてもこれを看過して、1個の懲役刑を求刑したため。	特段の是正措置は講じていない。	文書を出して、本件過誤を周知するとともに、求刑決裁時、公判引継事項書に必ず判決確定日を含めた前科を明記するなど点検・確認を励行し、同種過誤の再発防止に努めるよう指示した。
寛せい刑取銷法違反(所持)事件の求刑を行うに当たり、必要的没収事案であるのに、没収求刑をせず、裁判所にこれを欠いた違法な判決を言い渡させた。	当該証拠品は、被告人が第三者から購入代金の一部を受け取り、第三者に引き渡すために所持していた寛せい刑であったことから、第三者没収手続及び没収求刑の手続を執るべきところ、担当検察官において、寛せい刑取銷法第41条の8第1項ただし書の「犯人以外の所有に係るとき」に該当し、必要的没収の要はないとの誤った判断をした上、決裁官において、決裁資料の求刑欄に没収求刑が記載されていないことについて、その理由等を踏まえ、没収求刑を求刑すべきであったところ、決裁官は事なる記載漏れであると誤信して没収を行わず、必要な手続・求刑等がなされなかったもの。	控訴の申立てをした。	文書を出し、必要的没収の有無を十分確認するとともに、没収求刑を怠ることがないように注意喚起し、同種過誤の再発防止を図ることとした。

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
願った没収求刑を行い、求刑どおりに没収裁判を言い渡された。	当該事件は、公判移送を受けた事件であるところ、証拠品担当事務官において、受入手続の際、領置調書の符号欄に自庁の符号を明確に記載すべきところ、下書きとして鉛筆書きで符号を記載したのみで、明確に符号の表示をしなかったことにより、公判立会事務官において、証拠請求書類に鉛筆書きされていることが相当ではないと判断して証拠品担当事務官に符号等の確認をすることなく鉛筆書きを消去したため、当該証拠品の符号が誤って記載されている状態となった。その後、公判立会事務官は、主任検察官から公判の数日前に没収求刑予定の証拠品返出の依頼を受けていたのに公判当日まで返出しを失念したことから、公判当日に願った符号が記載された証拠品返出票により返出しを依頼したところ、証拠品担当事務官から庁外保管である旨の回答を受けたため、公判立会事務官において保管証明書を作成したものの、証拠品担当事務官等の点検・確認を受ける必要はないものと軽信して自ら職印を押し印して主任検察官に手渡した。そして、主任検察官において、公判の数日前に没収求刑予定の証拠品の返出しを立会事務官に依頼していたのであるから、同人在証拠品の返出し状況等の確認を行うなどして確実に証拠品の確認、証拠請求書類の領置調書と証拠品金品録目録の対照等をすべきであったのにこれを怠り、願った没収求刑を行い、求刑どおりの没収裁判を言い渡されたもの。	控訴申立期間は過ぎていたものの、被告人から控訴申立がなされておらず、控訴審において、職判判断により原判決が破棄され、正しい没収が言い渡された。	文書を出し、検察官及び検察事務官は公判に証拠品を提出する場合には、証拠調べ請求前に、必ず証拠品録目録等を精査するとともに、当該証拠品を返出しに確認の上、正確な品名・符号等により没収求刑を行い、証拠品担当事務官は証拠品受入れの際に押収関係書類の確認を確実にを行うよう指示した。

公判その他（前年から増加）

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
弁護人に対し、証拠開示の対象ではない事件記録（検察票等）1綴りを閲覧・謄写させた。	検察官の指示を受けた立会事務官において、弁護人事務所の事務員に開示対象記録を交付するに当たり、その確認を十分に行わないまま、開示対象記録1綴りと、その真下に重ねていた検察票等1綴りを誤って交付し、同事務員に閲覧・謄写させたことによる。検察官においても、立会事務官に対する指示・指導が万全ではなかったことも遠因である。	過誤発覚当日、弁護人事務所に赴き、同弁護人から謄写物の返還を受けさせた（写し等の作成もなすことを確認済）。また、本件過誤に起因する損害（謄写費用）については、予算増額上申を行い、弁護人に返還した。	証拠開示に当たり、検察官及び公判担当者等において甲号証及び乙号証の冊数を確認する取扱いとするとともに、開示する証拠記録の点検・確認を確実にを行うよう口頭及び文書で指示した。
撤回した検察官請求証拠を紛失した。	紛失の時期は判然としませんが、担当検察官及び立会事務官において、事件記録の整理・整頓及び適切な保管がなされていなかったため。	当該記録の発見に至らなかったため、送致官管理保管の事件記録の控えを基に復元した。	監督者において、捜査・公判担当の検察官及び検察事務官に対し、事件記録の適切な管理・保管をするよう指示するとともに、検察官会議や部長会議等の機会に注意喚起を行い、同種過誤の再発防止を図ることとした。
弁護人に対し、既に謄写済みの事件記録を再度謄写させ、損害（謄写費用）を与えた。	弁護人への記録開示を行うに当たり、事前に連絡を受けていた立会事務官において、開示対象記録の確認を適切に行った上で謄写人に記録を交付すべきであったのにその確認を怠り、既に謄写済みの事件記録を誤って交付し、同人在に謄写させたことによる。検察官においても、開示対象記録の確認及び立会事務官に対する指示・指導が万全ではなかったことも遠因である。	本件過誤に起因する損害（謄写費用）については、予算増額上申を行い、返還予定である。	事務連絡を発生し、公判提出記録に表紙を付して閲覧・謄写日等を確認できるようにするとともに点検者に確認させることとし、担当者及び点検者等に別事件記録ではないことを点検・確認した上で閲覧・謄写させることとして、再発防止に努めることとした。

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
公判係属中の事件記録の一部である検察官調書を紛失した。	主任検察官において、証人尋問のために持ち出した公判提出記録である検察官調書につき、公判終了後は適切に他の公判提出記録とともに整理保管すべきところ、当該調書について自ら管理せず、また、立会事務官に適切な指示を行わずに立会事務官の机の上に調書等を置いたままとし、さらに、立会事務官において、机上の整理を行うに当たり、目録から事件記録等を取り扱う立場にあつたのであるから書類と分けて整理することに常に留意すべきところ、当該調書が他の不要文書に紛れたことにより気付かなかったため、当該調書を偶然と他の不要文書とともにシュレッダーで細断廃棄した。	シュレッダーの断片を集め、可能な限り復元を行った上、当該検察官調書の写しが存在していたことから、これを原本と認むべく作成して証拠を明らかにし、これらを事件記録に綴った。	文書を出し、事件関係書類からその一部を抜き取り使用するには、複製及び使用目的等を取った書類及び使用目的を付箋表示して把握し、使用後は速やかに元に戻すこととし、また、書類をシュレッダーへ棄する際には、書類の確認を行った上で廃棄作業を行うよう指示した上、全職員を対象に遺失防止研修を実施し、過誤及び再発防止について検討させ、過誤防止に対する意識向上を図った。
公判係属中の事件記録の一部である被害届を紛失した。	紛失の時期・原因は判然としませんが、主任検察官が裁判所に提出した公判事件記録及び同日申請した被害届を執務室に持ち帰った後、他の公判提出記録とともに確実に整理保管すべきであったにもかかわらず、事件記録の整理保管を十分に行わなかったため。	過誤発生日に主任検察官が裁判所に提出した公判事件記録及び同日申請した被害届を執務室に持ち帰った後、他の公判提出記録とともに確実に整理保管すべきであったにもかかわらず、被害者の証人尋問により立証を行い、当該被害届の証拠調べ請求を撤回した。	ミーティングを開催し、公判担当職員に対して執務室内の事件記録の整理整頓、廃棄する際の確認及び引継ぎの際の確認の徹底等について注意喚起した。
被害者特定事項の秘匿決定がなされた事件について、被害者の住所等が記載されていることを看過し、主任検察官及び検察事務官において、マスキングの精査を行った際にもこれを看過したため、また、同報告書の抄本を、マスキング措置等を講じるに開示した。	共同立会検察官において、開示予定証拠書類のマスキング作業を行った際、捜査報告書及び同抄本の各写しを回収するとともに、弁護人の協力を得て、既に被告人に差し入れていた同写しを宅下で回収し、公判前整理手続で証拠採用が決定していた同報告書抄本の証拠請求を撤回した。さらに、被害者に対し、事情を説明の上、謝罪した。	弁護人から、謄写した捜査報告書及び同抄本の各写しを回収するとともに、弁護人の協力を得て、既に被告人に差し入れていた同写しを宅下で回収し、公判前整理手続で証拠採用が決定していた同報告書抄本の証拠請求を撤回した。さらに、被害者に対し、事情を説明の上、謝罪した。	文書を出し、被害者関係事件のチェック票を使用し、被害者特定事項のマスキングを確実に実施し、検察官及び立会事務官によるダブルチェックなどを徹底するよう指示した上、警察との意見交換会において、被害者特定事項秘匿開示を行う事件の捜査で作成する書類には、可能な限り、被害者特定事項を真正に記載しないように口頭で申し入れをした。
公判廷において、裁判所が職権により被告人の勾留を取り消したにもかかわらず、直ちに釈放手続を行わず、被告人を1日不当に勾留した。	公判廷において、裁判所が勾留取消決定をしたのであるから、検察官において、速やかに釈手の変動が生じないものと判断し、勾留取消決定があったことを令状担当事務官等に伝えなかったことにより、釈放手続を執らなかつた。	過誤発覚当日、検察官において、釈放措置等により、被告人の釈放を指示した。	文書を出し、公判期日において、勾留取消し等の身柄の変動を伴う決定があつた場合には、検察官は速やかに裁判所に対して公判調書原本の送付を求めるとともに、令状担当事務官に連絡することとし、令状担当事務官は複数の勾留状により勾留されている被告人について、検察官及び裁判所書記官と連絡を密にして勾留の異動に留意することを周知徹底した。また、裁判所に対し、検察官の執行指図を要する裁判をしたときは、速やかに裁判書又は裁判を記載した調書の原本を検察官の令状担当事務官に送付された旨を申し入れた。

3. 検務
(1) 令状

不当勾留（前年から増加）

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
勾留中令状により公判請求した被告人につき、元の勾留事務官の釈放指押書の内容を失念し、不当に勾留した。	令状担当事務官において、押送警察官に新たな令状を受けた勾留状を交付する際、釈放指押書とともに交付し、釈放手続をすべきであったのにこれを失念した上、令状担当事務官及びその上司において確認を怠ったため。	過誤発覚当日、釈放指押書2通を副産地政の長に交付し、元の勾留事務官に係る釈放手続を完了させた。	事務連絡を發出し、全職員に対して基本に忠実な事務処理の履行を指示した上、検務管理官に対し、検務事務担当各官の相互確認を徹底するとともに、検務管理官または統括検務官において最終確認を履行するよう指示した。
受訴裁判所である地方裁判所裁判官の移送同意を得るべきところ、簡易裁判所裁判官の移送同意により、被告人を移送した。	本件は、区検受理の事件を、地検に移送の上、地方裁判所に公判請求したものであるが、事件処理時に令状担当事務官において、検察総合情報管理システム及び勾留者数管理システムに、地検に移送した旨の入力・記録をすべきであったのに、事件記録の記録が不十分であったためこれを失念し、上司において点検・確認が不十分であったため入力・記録漏れを看過したこと、移送同意請求の際、事件が係属する裁判所の確認を怠り、簡易裁判所に公判請求した旨の誤った情報を使用して簡易裁判所に請求を行い、誤った移送同意を得て、被告人の移送指押をしたため。	過誤発覚当日、勾留期間請求を行うとともに勾留状の発行を促し、勾留取消決定及び勾留状の発行を得て、被告人を釈放した後、勾留状を緊急発行して仮留置した。翌日、再発防止に努めることとした。	検務管理官から令状担当事務官等に対し、事務手続の再確認及び適正な事務処理をするよう指示した上、検察官会議等において、次席検事等から適正な事務処理の遂行及び点検・確認作業の履行を指示し、再発防止に努めることとした。
4回目の勾留期間更新決定の執行に当たり、刑事訴訟法第60条第1項第3号のみを理由とする違法な同決定を執行し、被告人を不当に勾留した。	1回目ないし3回目の勾留期間更新決定については、刑事訴訟法第60条第1項第2号及び第3号で発付されていたが、本件4回目の勾留期間更新決定は同条第1項第3号のみであり、同決定は同条第2項ただし書きにより違法であったにもかかわらず、令状担当事務官において、同条第1項第3号を理由とする勾留更新決定は今回が初めてであるので、更新回数制限の適用はないものと解釈して手続を行い、その上司及び担当検察官においても、法令適用等にかかる点検・確認を怠ったため。	被告人については、執行猶予付き裁判が確定しているが、経緯を説明した上で罰鍰、国家賠償法に基づく賠償請求について指示した。	事務連絡を發出して、関係法令の適切な解釈に努めるよう注意喚起するとともに、令状の点検・確認をより厳格にするよう指示し、再発防止を周知徹底した。
検察官の指押印を欠く勾留状を執行し、被疑者を不当に勾留した。	日直検察官において、指押の勾留状について指押印を押印することから、当該勾留状については未だ押印点検等を行っていないことに気付かないまま、執行指押すべき案件は全て供えたものと確認して、これを失念し、また、日直事務官においても、事務官に勾留状を交付する前に点検・確認を行うべきところ、日直事務官が点検・確認を怠ったことからこれを失念したため。	過誤発覚当日、被疑者を釈放した。	事務連絡を發出し、点検表に基づく適正な点検・確認を行うよう指示し、周知するとともに、検察官及び事務官を対象とした過誤防止に関する勉強会を実施し、日直事務官及び検務事務手続に関する留意事項等につき周知・徹底を図った。
裁判官の押印を欠く勾留期間更新決定を執行し、被告人を不当に勾留した。	令状担当事務官及びその上司において、勾留期間更新決定の点検・確認を行った際、記載事項の点検・確認に気が取られ、裁判官の押印がないことを看過し、同決定を指押した検察官においても、勾留期間更新決定の理由欄の確認に気が取られ、裁判官の押印がないことを看過したため。	本件過誤の概要につき、裁判所に情報提供予定。	文書を發出し、管理職員に対し、複数の者による点検・確認の履行及び職務体制の見直しを指示した上、過誤発生部署の管理者に対して、職員に対し、基本に忠実な事務処理の履行等を指示するとともに、検察官の指押印を受ける際には、その立会事務官においても、点検・確認を行うこととし、チェック体制の強化を図った。

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
勾留中の被疑者の公判請求手続に当たり、裁判所へ起訴状等の提出を失念した上、勾留先警察署長に起訴通知を行い、被疑者を不当に勾留した。	令状担当事務官Aにおいて、裁判所へ起訴状等の提出準備の際、裁判所に提出すべき起訴状の事件記録があったことから、かばんにその記録を収納し、当該起訴状等については、そのかばんのサイドポケットに収納したものの、通過した令状担当事務官Bに、起訴状等がサイドポケットに収納されていることを引き継ぎなかったため、収納されていることに気付かなかった4人は裁判所に起訴状等を提出せず、令状担当事務官Cは、令状担当事務官Bが通付したことを信じて、裁判所へ起訴状等を提出されたものと信じて、裁判所受領印等の確認をしないまま、勾留先警察署に起訴通知を行ったため。また、令状担当事務官の上司において、毎日、身柄処理等の最終確認を行っていたものの、過誤発生当日は、収容業務のため外出しており、通付したのが勤務時間終了直後であったことから、他の令状担当事務官等が最終確認を行っているものと信じて、最終確認を怠ったため。	過誤発覚当日、処分保留のまま被疑者を釈放した。	文書を發出し、複数人によるチェック態勢を構築し、点検確認の履行などの指示をした上、令状担当事務官において、裁判所から通付次第、上司が書類の授受関係を確認することとし、起訴通知等の交付に当たっては起訴状交付票の裁判所受領印の確認を徹底させることとした。
受訴裁判所である地方裁判所裁判官の移送同意を得るべきところ、簡易裁判所裁判官の移送同意により、被告人の移送指押をした。	本件は、区検受理の事件を、地検に移送の上、地方裁判所に公判請求したものであるが、事件処理時に令状担当事務官において、検察総合情報管理システムの業務アプリケーションに、地検へ移送し、地方裁判所へ公判請求した旨の入力をすべきであったのに、公判請求先裁判所等の確認が不十分であったことから地検への移送手続等を行わず、上司においても点検・確認が不十分であったことから誤りを看過し、誤った被告人勾留情報が作成され、移送指押作成の際、受訴裁判所が正しく入力されているとの先入観から受訴裁判所等の確認を怠り、誤った被告人勾留情報を用いて移送指押書を作成して簡易裁判所に移送同意を求め、誤った移送同意を得た上、主任検察官において、移送指押書への押印を求められた際、検察官名、裁判所名等の確認が不十分のまま移送指押印を押印し、被告人の移送指押をしたため。	本件過誤発覚時、移送指押書の執行済であったことから、改めて正しい移送同意を得て移送指押し、被告人を移送した。なお、誤った移送指押書については、裁判官に対して移送同意に基づく移送をしない旨の通知をした。	文書を發出し、本件過誤の概要及び原因を周知するとともに、移送指押書の作成に当たっては、点検・確認をより厳格に行うよう指示した上、被告人の移送同意を裁判所に求めるに当たっては、上司において移送指押書の点検をした上で裁判所に送付する取扱いに改めた。

(2) 証拠品

証拠品の紛失・滅失・破損 (前年から増加)

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
証拠品であるテレホンカード2枚を紛失した。	紛失の時期・原因は特定できないものの、当該証拠品の受入手続において、警察からバッグ単品として送致されたものの、実際には同バッグ内にテレホンカード2枚が在中していたのを発見したのであるから、送致等の防止の観点から、留置確保する際は、在中物を別途管理するなどの方法で適切に管理・保管すべきであったのに、当該テレホンカードを在中させたままバッグを保管したため、当該バッグの処分の際に、在中していたテレホンカードに気付かないままこれを紛失した。	所有者不明であったことから運付公印手続をとったもの、所有者の特定に至らなかったことから、証拠品処分不徹底を定めた。	文書を出し、証拠品の受入れ・保管・処分時の受入れ・保管・処分の際に、同種過誤の再発防止を図ることとした。
証拠品として保管中のシステム手帳のペルト部分を破損した。	破損の時期・原因は特定できないものの、受入時から受運人への運付手続までの間、証拠品の現状確認が十分に行われていなかったため。	受運人が弁償を求めてきたものの、破損が中止された製品であったことから同等品価相当額を弁償することで承認し、弁償額支払い済みである。	文書を出し、全職員に対し、証拠品の損傷状況等の確認を厳行するなどして、適正な保管・管理を行うよう周知徹底することとした。
証拠品であるプリペイドカード1枚を紛失した。	紛失の時期・原因は判読しえないが、当該証拠品を含む数百枚の証拠品受入作業を行っていたところ、当該証拠品に比べ、証拠品袋が過大であったことから、保管の利便性を図るため、当該証拠品を管理の証拠品袋から検察庁の証拠品袋に移し替える作業を行ったが、その際、証拠品の取扱いには慎重を期し、確実に作業すべきであったにもかかわらず、その注意を欠いたまま作業を行い、証拠品を紛失したものの。	受運人に説明し、謝罪したところ、受運付補償をした。	文書を出し、全職員に対し、証拠品受入れ替えのときは履歴票・証拠品等を対象・点検・確認した上、上司の点検・確認を受けるなどするよう指示するとともに、証拠品担当者等の心得等を作成・発出して証拠品事務の点検・確認を徹底した。
証拠品であるチェック付きの透明なポリ袋1枚を紛失した。	紛失の時期・原因は特定できないものの、当該ポリ袋を証拠品袋に入れるなどせず、ビニール袋に入れた状態で他の証拠品とともに除ボール箱に入れて保管するなどしており、証拠品の保管が適切に行われていなかったため。	紛失の経緯について報告書を作成するとともに、受運人へ紛失したことを説明する予定。	証拠品担当者において、小さい証拠品等を受入れる際には、証拠品袋に入れた上、証拠品袋への履歴番号及び符号等の表示を徹底することとした。

証拠品処分の誤り

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
証拠品である「保管場所使用承諾書(別添)」を添付したまま証拠品1点を郵送した。	履歴票の処分命令係留欄に運付命令が記載されていたものの、証拠品担当者において、履歴票の添付を怠り、当該証拠品は廃棄するものと誤解したまま廃棄の準備を行った上、証拠品廃棄に立ち会ったその上司において、当該証拠品と履歴票の品目等の対照を行ったものの、処分命令係留の運付命令を看過したため。	受運人である警察等に対して、経緯を説明して謝罪したところ、本件証拠品は偽造であることが判明しており、その写しを保管していることから、同等の業務に支障はないとのことであったので、特段の措置を講じていない。	文書を出し、基本に忠実な職務を徹底するよう指示し、事実な点検・確認の厳行を徹底した。

証拠品の管理不適切

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
特殊証拠品として取り扱うべき捺押を特殊証拠品として取り扱わなかった。	証拠品担当者において、いわゆる「確押え」した証拠品の受入手続を行った際、在中品を仔細に確認せず、捺押が含まれていることを看過した上、捜査担当者において、証拠品の確認・検査を行った際、確押えした証拠品の中に当該捺押が含まれていたことが判明したにもかかわらず、その存在を明らかにする措置を講ぜず、その上、捜査担当者において、証拠品担当者に対して、本件捺押に係る情報の伝達等となるなど、各担当者において、証拠品の適切な取扱いにかかる認識が欠けていたため。	本件は受運人から運付を受けた証拠品の中に当該捺押が存在しないとの中人れがあり発覚したものであるところ、担当捜査官から受運人に対し、本件捺押の取扱い等について説明を行った。	文書を出し、いわゆる捺押の証拠品の受入れの際に、在中品に食塩等が混入していないか等を意識して、証拠品、証拠品袋の目録等詳細な点検・確認を行い、特殊証拠品の存在を確認したときは適宜にこれを分別した上、特殊証拠品としての取扱いをし、また、押収手続に際しては、特殊証拠品を押収することなく単体で押収する取扱いを徹底するよう指示した。

(3) 執行

刑の執行指揮・刑期計算の誤り

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
過算すべき法定未決勾留日数があることを看過し、誤った刑の執行指揮を行った。	被告人に対する刑の執行猶予取消決定確定後、執行猶予取消刑の執行指揮に当たり、執行指揮書を作成した執行担当者において、執行猶予取消の裁判内容等の確認が不十分であったことから、法定未決勾留日数があることを看過した上、その点検・確認担当者及び執行指揮係担当者においても同様に過算すべき法定未決勾留日数があることを看過し、誤った刑の執行指揮等を行ったため。	被告人に対して謝罪するとともに、損害賠償についての説明を行い、示談が成立している。なお、知照事項については、正しい刑執行終了の日に訂正を行った。	文書を出し、刑の執行指揮に当たっては執行指揮書の記載内容の点検及び確認の厳行をより徹底し、常に基本に忠実な事務の遂行に努めるよう注意喚起するとともに、チェックリストを作成し、同チェックリストを用いて点検確認を徹底することとした。
過算すべき法定未決勾留日数を看過し、誤った刑の執行指揮を行った。	本件は、保釈中に第一審判決の首領しがあり、即日実刑収容された後、翌日、再保釈により釈放された事案であるが、第一審判決当日、弁護人から控訴申立てがなされ、控訴審において原判決が破棄されたのであるから、収容された日から翌日の再保釈による収容までの2日間が法定過算すべき未決勾留日数となる。執行担当者において、刑の執行指揮書を作成した際、刑務法第49条第2項第2号についての理解が不十分であったことから、弁護人控訴申立日以降の未決勾留日数については、法定過算の対象となるとの誤った解釈により、法定過算される未決勾留日数を記載せず、点検・確認担当者においても、この誤りを看過した上、執行指揮係担当者においても、刑の執行指揮書の確認が不十分であったことからこれを看過したため、誤った刑の執行指揮を行ったもの。	発覚当時、既に刑の執行終了済みであったところ、被告人に対して本件経緯を説明して謝罪した。なお、知照事項については、正しい法定過算日数及び刑執行終了の日に訂正を行った。	上訴申立ての未決勾留日がある被告人につき、原判決が破棄されたときは、執行担当者階層において勾留管理原簿の備考欄に注意喚起付録を付けて事務処理関係者に注意喚起することとした上、チェックシートや法定未決勾留日数を計算できるデータファイル等を作成し、点検方法を改めるなどの措置を講じた。

執行その他

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
保護観察所の長知での刑執行猶予通知を失念し、保護観察が行われないうまま確定裁判の執行猶予期間を満了させた。	保護観察付き執行猶予の裁判が確定したときは、執行担当者等は、刑執行猶予通知書により保護観察所の長知に通知すべきところ、執行担当者において同通知書の作成を失念し、その点検・確認担当者においても同通知書の作成・発出の確認を怠ったため。	執行猶予期間満了のため、特段の措置は講じていない。	保護観察付き執行猶予が言い渡された事件を把握したときは、関係書類に付帯等で注意喚起を行った上、保護観察所との連絡を密にして情報共有を図るとともに、点検等に刑執行猶予通知に関するチェック項目を新たに設けるなどして、その点検・確認の厳行に努めることとした。

(4) 徴収

徴収納 (前年から増加)

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
略式命令原本に引用される起訴状の一部が欠落し、被告人及び検察官に対する略式命令の告知が有効になさなかったにもかかわらず、被告人に納付告知を行い、罰金10万円を収納した。	裁判所から検察官宛ての略式命令原本の送達を受けた原本の点検・確認が不十分であったため、略式命令原本に引用されている起訴状の一部が欠落していることを看過して検察官において誤った裁判の執行指導を行うとともに、徴収担当事務官において納付告知手続を行ったため。	裁判所裁判官から、略式命令原本は成立しているものとの回答がなされ、改めて略式命令原本の送達が行われたことから、同裁判の確定を受けて、罰納付にかかる罰金については予算上申の上、納付義務者に一旦運付した後、改めて納付告知をして罰金を収納した。	監督者において、略式命令原本の内容を十分に確認した上で納付手続を執るよう指導した。
略式命令に仮納付が命じられていないことを看過し、被告人に納付告知書を送達したため、裁判確定前に、罰金を納付させた。	徴収担当事務官において、本件略式命令に仮納付の義務が付されておらず、また、検察総合情報管理システムにも仮納付にかかる情報が入力されていないのに、これを看過して徴収金の発出を行ったため。また、納付告知書の発出に当たり、その点検・確認担当者においても四隅に看過したため。	過誤発覚当日、被告人に電話で事情を説明した際に、本人は遺付請求の意思がなく、そのまま罰金への充当を希望し、また、再度納付手続をさせた場合は、その手続に要する日数だけ刑の消滅時期が遅延することなどの事情を考慮して、特段の措置を講じないこととした。	検察管理官から、徴収担当事務官に対し、口頭で、随然な点検・確認をより一層厳格に行うよう指示するとともに、裁判所から送付を受けた送達報告書の写しに仮納付が付された場合はその旨の表示をするなどして、仮納付の裁判の消滅時期について注意喚起を促し、再発防止を図った。

徴収金の時効の看過 (前年なし)

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
徴収金の時効満了日の把握を怠り、時効満了日を後送させた。	徴収担当事務官において、時効満了日の把握を怠り、また、その点検・確認担当者においても、時効満了日を含む徴収金の未済状況等につき報告を求めるなどして確認・把握すべきところ、これを怠ったため。	当該徴収金については、納付義務者の生存を確認した上で徴収不能決定処分とした。	文書を出出し、全職員に対し、徴収金の時効満了日の把握及びその点検・確認の厳格を指示するとともに、未済状況一覧表や検察総合情報管理システムを活用してチェック・確認体制を強化し、再発防止を図ることとした。
不真正連帯債務の時効中断事由の解釈を誤り、遺徴金の時効満了日を後送させた。	不真正連帯債務者の1人について時効の中断があっても、他の債務者に対してその効果は及ばない(民法第429条、第430条)ところ、同時に確定した共犯者について時効の中断があり、徴収担当事務官において、その効果未納者にも及ぶものと誤信して、時効満了日の把握を誤り、また、その指導・監督担当者においても時効中断の解釈を誤り、徴収金の収納手続等について適切な取扱いを行うよう指導・監督すべきところ、これを怠ったため。	徴収不能決定処分を行った。	通知文書を出出し、関係法令・規定等を正しく理解した上で、関係書類の精査等を行い、時効満了日を的確に把握するよう注意喚起を行い、同種過誤の再発防止に努めることとした。
時効の中断事由の解釈を誤り、訴訟費用の時効満了日を後送させた。	徴収金に関する照会書(乙)に対する裁判所からの回答に「出所後納付する。」旨の記載があったことから、署名・捺印等がないにもかかわらず、徴収担当事務官において、債務の承認の意思表示により時効が中断したとの誤った解釈・判断の下、時効満了日の把握を誤り、さらに、その点検・確認担当者において、この点検・確認及び時効中断事由の指導を怠ったため。	時効完成による徴収不能決定を行った上、納付延滞額及び一部納付額を送付してきた納付義務者に対し、時効完成により債務が存在しないことを通知した。	文書を出出し、時効の中断事由が生じた場合には関係例規等を十分調査して事案処理を行うよう指示するとともに、徴収担当事務官が異動した場合や時効切迫に係る満了日一覽表を作成した場合には、後任者またはその上司等において、全未済関係書類と同システムの時効満了日を対象確認するなどして時効切迫事件の把握に努め、同種過誤の発生を防止することとした。

徴収その他 (前年から増加)

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
罰金未納者Aに納付告知書を送付するに当たり、同封筒の封筒に、誤って納付告知書Bの納付告知書も同封筒に入れて送付した。	徴収担当事務官において、納付告知書の送付に当たり、十分な点検・確認を怠り、2通の納付告知書が重なっていることに気付かないままに納付告知書を送付したこと及び上司において、封筒の点検・確認を怠った上、封筒確認や復讐などの注意喚起が不十分であったため。	A及びBにそれぞれ納付告知書の2通の納付告知書を受け取ったAが、B宛ての納付告知書をB方に持ち出し、B宛ての納付告知書はBに届いていることなどから回収は行っていない。	全職員宛てに文書を出出し、点検確認の徹底を指示するとともに、納付告知書と封筒をクリップでまとめて点検者に行わせ、復讐による点検確認を行い、同種過誤の再発防止を徹底することとした。
労務留置費の1日換算金額の記載を欠く略式命令を発付・確定させた。	いわゆる交通事件三者即日処理の際、略式命令が発付後、徴収担当事務官において、略式命令の金額や仮納付義務の有無等についての確認は行ったものの、検察総合情報管理システムの「1日の換算金額」が自動入力されていたこともあり、略式命令の労務留置費の1日換算金額の記載の確認を怠り、その上司及び検察官においても記載を欠いていることを看過したため。	過誤発覚時、当該略式命令は確定していたことから、当該略式命令と併せて1日の換算金額の記載がないことを確認した旨の報告書を送った上、検察総合情報管理システムの当該データ登録欄にも同様の記載をして本件過誤を明示した。なお、罰金は全額納付されている。	文書を出出し、略式命令原本等受領時の点検・確認方法を改めて、検察官のほか担当数名により、チェックリストに基づいた的確な点検・確認を徹底するよう指示した。

(5) 犯罪

既決犯罪通知のけさ (前年から増加)

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
刑執行予置決定取消通知書の作成を失念し、犯罪データへの登録不備を生じさせたこと。本署市町村長における当該事実の把握に支障を生じさせた。	刑の執行予置の登録を取り消す決定が確定したときは、刑執行予置決定取消通知書にかかる一連の事務手続を行うべきところ、担当事務官において他の業務遂行に気が散られて同通知書の作成を失念し、その上司においても同通知書の作成指示等を怠ったため。	過誤発覚当日、刑執行予置決定取消通知書の作成の上、犯罪データに当該事実の入力・登録を行うとともに、本署市町村長に対し、当該事実を通知した。	検察官等において、事務担当者に対し、厳格・適正な事務手続を行うよう注意・指示した上、上司において点検・確認を徹底して押印するなどして、手続を一部改め、その再発防止に努めることとした。
刑執行予置決定取消通知書の作成を失念し、犯罪データへの登録不備及び本署市町村長における当該事実の把握に支障を生じさせた。	過誤発生時においては、自庁例規により、刑執行予置決定取消手続を行う執行事務担当が刑執行予置決定取消通知書(甲)を作成して犯罪担当事務官に送付する取扱いとしていたところ、本件については、支庁に対する委託事務であったことから、執行担当事務官は、刑執行予置決定取消手続に着手したものの、委託に対する回答を待つ間に同通知書の作成を失念し、その後の事務手続において同通知書の作成につき確認する手続がなかったことから、上司等において、通知書の未作成に気付かなかったもの。	過誤発覚当日、刑執行予置決定取消通知書を作成し、翌日、犯罪データを登録するとともに、本署市町村長に対し、同通知書を送付した。	文書を出し、職員に注意喚起するとともに、従前から事務処理点検のために使用していたメモに、検察官等との最終確認を設けるなどし、事務担当者のみではなく、被告人により点検・確認を行うよう改め、同種過誤の再発防止を図った。
送新最下げにより確定した事案に係る既決犯罪通知書の作成を失念し、犯罪データへの登録不備及び本署市町村長における当該事実の把握に支障を生じさせた。	過誤発生時においては、執行担当事務官の事務処理後、事件記録を犯罪担当事務官に回付して前科登録を行うべきところ、本件では、原因が特定できないものの、犯罪担当事務官において裁判の把握を適切に行うことができなかったもの。	直ちに前科登録を行うとともに、本署市町村長の担当者に既決犯罪通知書を持参して交付した上、事件送致官等に送付した。	本件過誤においては、何らかの事由により確定記録に犯罪担当事務官の捺印が押なつておらず、また、送新最下げ等により裁判が確定した事案における犯罪担当事務官における把握方法が十分ではなかったことから、文書を出し、裁判確定時における各担当への記録回付の徹底を図るとともに、終業時、各担当において裁判確定一貫を確認するなどして、確定記録の回付漏れを防止し、検察事務処理に遅滞がないか確認することとした。
公職選挙法違反事件により罰金刑に処せられた被告人の既決犯罪通知については、必要な期限内に通知するべきところ、本署市町村長に通知する通知がなされるよう、その期限に応じた適宜の方法をとる必要があったのに、本件においては同日に被告人の居住地の地方自治体連絡が予定されており、特に迅速に処理しなければならなかったにもかかわらず、犯罪担当事務官において、各種連絡の遅延状況を把握していなかったため、必要な措置を講ずることができず、公民権が停止された被告人に投票の機会を与えられた。	公民権停止の効力は裁判確定日から効力が発生するため、選挙実施に際して、必要な期限内に本署市町村長に通知がなされるよう、その期限に応じた適宜の方法をとる必要があったのに、本件においては同日に被告人の居住地の地方自治体連絡が予定されており、特に迅速に処理しなければならなかったにもかかわらず、犯罪担当事務官において、各種連絡の遅延状況を把握していなかったため、必要な措置を講ずることができず、公民権が停止された被告人に投票の機会を与えられた。	過誤発覚当日、既決犯罪通知を行った。	文書を出して、従前から過誤発生時で使用している公職選挙法違反事件の把握の様式に選挙実施予定欄を追加し、公職選挙法違反事件の確定予定日以後における被告人の住民登録地の選挙実施予定を調査の上、その結果を明記する原簿に改めた上、把握漏れに新たな事項を登録した場合には、上席検察官等と照合して点検するなどするとともに、毎月1回、過誤発生時等内における選挙実施予定を調査して把握・回覧し、把握漏れに際しては選挙実施予定を把握する取扱いに改めた。

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
刑の時効完成通知書の作成を怠り、犯罪データへの登録不備を生じさせたこと。本署市町村長における当該事実の把握に支障を生じさせた。	保護観察所から対象事件に係る刑の時効完成通知書を受領した場合には、犯罪担当事務官において、刑の時効完成通知書(甲)を作成するなどの事務手続を行うべきところ、本署市町村長においては、刑の時効完成通知書に添付する事務手続が不十分であったことから、前記刑の時効完成通知書による保護観察事件終了通知書とは別に刑の時効完成通知書を送付されるものと思いつき、同通知書の送付を受けた際に時効完成通知書(甲)を作成すれば足りるものと考え、裁判所への所定事項の記入を行ったのみで同通知書の作成を怠り、その上司においても、事務手続に関する確認を怠り、犯罪の記録事項の確認等を行ったのみであったことから、刑の時効完成通知書(甲)の作成を怠ったもの。	過誤発覚当日、犯罪データへの登録を行うとともに、本署市町村長に刑の時効完成通知書を送付した。	検察官等がミーティングにおいて、犯罪に関する通知の点検・確認の徹底を指示するとともに、取換事例等が少なく事案の事務処理を行う際には、担当者のみで作業を処理することなく、本庁統括検察官等の上位者に連絡した上で適切な事務処理を行うよう指示した。

前科の照会(前年なし)

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
欠格事由審査のための前科照会について、欠格事由に該当する前科を看過して、照会回答をした。	犯罪担当事務官において、法人の前科照会を当該法人の犯罪履歴を調査する際、不意により、当該法人の犯罪履歴があることを看過したため、また、決裁の過程において、他の点検者が多忙であったことから、二度チェックを怠り、二度チェックされているものと信じて決裁を行ったため。	過誤発覚当日、当該回答は限りであり、欠格事由に該当する旨の正しい回答を行った。	犯罪事務に関する二度チェックの一層の徹底を指示するとともに、点検者による二度チェックが確実に行われたことを確認できるように決裁文書の決裁・押印の際、決裁を改めた。また、事務連絡を逸出せず、全員に押し、適正な事務処理を行うため、より一層、点検・確認を徹底するよう周知した。
失職宣告のための前科照会について、前科があるのにこれを看過して、前科がない旨の照会回答をした。	前科の有無を確認するに当たり、人事事項については確実に入力すべきところ、犯罪担当事務官において、生年月日を入力し、さらに、同事務官において、照会書と検索結果の対応確認が不十分であったこと、その上、回答に当たって、検索結果の誤りを看過したため。	失職宣告の申立人等に対して電話及び直接謝罪した上、さらに、照会書に基づいて失職宣告が効力を生じたこと、失職宣告の申立人に失職宣告取消審判の申立を依頼し、同審判が確定して失職宣告は取り消された。	決裁方法を被告人による決裁に改めた上、資料照会に関する前科照会及び照会については、決裁者においても再度照会書に基づいて検索を行い、検索結果を確認するなどして決裁することとした。

(6) 記録

保存期間内の完結記録等の廃棄・紛失（前年から増加）

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
昭和33年から平成15年までの間に確定した裁判の裁判書、裁判書引用書合計864件を紛失した。	既に確定記録が廃棄されているため、紛失の時期・原因は判然としないが、確定記録の保管作業の際、裁判書の内容審査が不十分となり、分冊すべき裁判書の分冊を行わず記録に残留させ、保管期間満了による記録廃棄の際これを誤廃棄した。また、記録廃棄作業の際の点検・確認が不十分となり、廃棄記録に裁判書等への引用書類が含まれていることを看過して誤廃棄した等の可能性が高い。	当該裁判書等を保管すべき裁判書原本に、紛失にかかる報告書を作成し、さらに、保管記録簿の備考欄にも紛失の事実を明らかにした。	主たる過誤の原因は、保管時の点検・確認が不十分であったと認められるため①保管時及び記録廃棄時に担当官等複数名による点検・確認を行った上、統括検務官等が最終確認を行う②判決簿本等作成のため、裁判書原本から裁判書を抜き出すに当たっては、必ず記録担当事務官が行うこととし、同僚への収納の際は、担当者等複数名による確認を行うこととした。
不起訴処分の手帳中に不起訴記録1件を紛失した。	事件処分時における記録の搬入引継が明確な方法で行われていなかったため、記録担当事務官に適切に引き継がれず紛失したものの。	当該記録の発見に至らなかったため、送致官等保管の事件記録等手帳を返元にし、不起訴記録等として表示の上、保存手帳を行った。	通付欄等を活用して各担当間における記録搬入を明確にすることとした。
保管記録の一部である検察官調査書を紛失した。	紛失の時期及び原因の特定に至らなかったものの、保管記録の管理が行き届いていなかったため。	当該記録を過去に借出した検察官等が返却した全事件記録や検察官等を調査したが、発見に至らず、また、紛失記録の原本等も存在していないため、特段の措置は講じないこととした。	事務連絡を発出し、記録管理の意識を再認識させるとともに、その管理徹底を指示した。
保管中の裁判書1通を紛失した。	既に確定記録が廃棄されているため、紛失の時期・原因は判然としないが、確定記録の保管作業の際、分冊すべき裁判書の分冊を行わず記録に残留させ、保管期間満了の際これを誤廃棄した。または、判決簿本作成の際に紛失した可能性が高い。	刑務所から執行指揮書に添付した裁判書原本の写しを入手した上、紛失にかかる報告書と一緒に戻し、さらに、保管記録簿の備考欄に紛失の事実を記載して紛失の事実を明らかにした。	記録・裁判書の保管時及び廃棄時の点検・確認を複数名で行い、統括検務官が最終確認を行うこととした上、裁判書等を電子データ化し、判決簿本作成の際に電子データをプリントアウトすることにより、裁判書の出し入れによる紛失を未然に防止するなどの態勢を整えた。
確定記録につき、適合する不起訴記録の保存期間満了前に廃棄した。	事件記録の廃棄作業に当たっては、保管記録簿及び関係対象記録等を精査・確認すべきところ、記録担当事務官において、廃棄作業の際、保管記録簿等の備考欄に適合記録に関する記載がなかったことから、適合記録はないものと報告し、関係対象記録の精査・確認を十分行わないまま記録廃棄手帳を行ったため、さらに、その指書・監督担当者において、記録廃棄許可の決議の際、必要に応じて関係対象記録等を精査し、適切に廃棄作業がなされているか指書・監督すべきところ、これを怠ったため、保存期間中の記録を誤廃棄した。	送致官等が保管していた記録の写し及び同一被疑者に係る別件事件の記録中にあった当該記録の原本等から記録の写しを作成して記録の復元を行うとともに、記録簿保管・廃棄手帳にてんまを記載した。	検務課長官において、記録担当事務官に対し、口頭で再発防止の注意喚起をするとともに、記録等の廃棄作業の際には、記録担当事務官及び統括検務官等の複数人において、関係対象記録の点検・確認を実施するなどの措置を講じた。

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
再審保存記録として保存を決定していた保管記録を誤廃棄した。	弁護人からの請求により、再審保存記録として保存を決定した場合には、保管記録簿備考欄の備考欄や保管記録に所定の表示をするなどして、当該記録を適切に保存すべきであったのに、記録担当事務官において、その表示等を怠り、その上司においても点検・確認を怠ったため、当該記録の保管期間が満了した際、再審保存記録であることを看過し、誤廃棄した。	関係者から協力を得て、送致官等に就いて当該事件記録及び手帳について調査し、保存していた記録を基に当該記録の写しを作成した上、確定記録と不適合記録に該当する分を区分し、これらを再審保存記録に代替するものとして保存することとした。	再審保存記録は再審保存期間中の最要旨を定めた上、文書を出し、全職員に対し、同要旨に従い、記録担当事務官相互及び監督者による点検・確認を確実に実施するとともに、適正な事務処理に併せて、一層の過誤防止の徹底に努めるよう指示した。
保管中の裁判書1通を紛失した。	紛失の時期・原因は判然としないが、確定記録の保管・廃棄作業の際の点検・確認等が不十分であったことから、当該裁判書を含む一件記録を他の記録に混在させるなどし、当該記録の保管手帳がなされた。保管期間満了による記録廃棄の際にも発見されなかった可能性がある。	当該被告人が受理していた刑務所において、当該裁判書原本を保管していたことから、この写しを入手し、当該裁判書に代えて保管した。	記録担当事務官に対し、記録簿保管手帳を確実に行うよう口頭で注意喚起した上、統括検務官において、保管手帳に添付した記録の保管忘れがないか確認するとともに、記録簿保管手帳時に関係記録に保管手帳がなされていない記録が混在していないか確認に重点することとした。
保管中の裁判書1通を紛失した。	既に確定記録が廃棄されているため、紛失の時期・原因は判然としないが、確定記録の保管作業の際、裁判書の分冊を失念して記録に残留させ、保管期間満了による記録廃棄の際これを誤廃棄した。または、判決簿本作成の際に紛失した可能性が考えられる。	当該確定記録は廃棄済みであり、復元できないことから、略式命令原本の該当部分に紛失した旨の報告書を送るとともに、保管記録簿備考欄に紛失の日を付記することとした。	文書を出し、本件過誤を周知するとともに、確定記録保管時には、記録担当事務官が裁判書原本等を整理した際、その上司等において複数人で点検・確認を行い、引用書類の抜き漏れを防止するとともに、裁判確定の翌月に改めて抜き漏れの有無等の点検を実施するなどのダブルチェックを助行した上、裁判書原本を原本取り外してこれを再度混在する場合は複数人による点検・確認を助行するよう指示した。
確定記録につき、適合する不起訴記録の保存期間満了前に廃棄した。	廃棄日録の作成に当たり、業務アプリケーションの登録情報、関係対象記録等を確認・精査すべきところ、記録担当事務官において、業務アプリケーションの登録情報等の確認が不十分であったことから、保存期間が延長されていた確定記録があることを看過して廃棄日録を作成した上、他の職員も点検・確認を受けずに廃棄手帳を行い、さらに、廃棄作業の際、関係対象記録の確認等が不十分であったため。	当該記録の業務アプリケーション情報等の調査に誤廃棄した旨を記録し、てんまを明らかにした。なお、送致官等において、確定記録の写し等が作成されていなかったため、複製等の措置はできなかった。	文書を出し、本件過誤を周知するとともに、保管手帳及び廃棄手帳の際には最終点検・確認を助行するよう注意喚起した。
不起訴記録につき、適合する不起訴記録の保存期間満了前に廃棄した。	記録担当事務官において、事件記録の保存作成に当たり、不起訴記録保存手帳の備考欄に適合記録である旨及び適合記録の保存番号を記載すべきであったのにこれを怠ったため、関係対象記録等の精査・確認を怠ったことによる。	不起訴確定書等関係及び不起訴記録保存手帳の備考欄に適合記録の事実について明記した。なお、当該保存番号等の記載漏れがないか確認するとともに、検務課内関係者に対し、適合記録付手帳の貼付が無効の検印及び検印の全記録を調査するなどし、適合記録の付与の状況を確認するなどの見直しを、指書等もできなかった。	不起訴記録保存手帳等について改めて点検を実施し、不起訴記録保存手帳の備考欄に適合記録である旨及び相互の保存番号等の記載漏れがないか確認するとともに、検務課内関係者に対し、適合記録付手帳の貼付が無効の検印及び検印の全記録を調査するなどし、適合記録の付与の状況を確認するなどの見直しを、指書等もできなかった。

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
保管中の裁判書の一部である異議申立棄却決定書を紛失した。	既に確定記録が廃棄されているため、紛失の時期・原因等は判然としないが、確定記録の保管作業の際、分離すべき異議申立棄却決定書の分離を行わずに記録に混同させ、保管期間満了による記録廃棄作業の際にこれを廃棄した。または、判決書作成の際に紛失した可能性が考えられる。	刑務所において、執行指図書に添付された当該決定書を保管していることが判明したことから、当該決定書の写しの交付を受け、本件裁判書求書に紛失に関する報告書を併せて提出するとともに、保管記録保管等の備考欄に紛失の旨を記載した。	文書を出し、記録の保管、裁判書製作等、廃棄作業の各手続の間の点検・確認の励行及び記録担当事務官において、前記各手続に当たり、複写名で裁判書に必要書類が添付されているかの確認を厳格に行うよう指示した。

記録その他（前年から増加）

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
通訳人の付された証人等面等を録音した録音体（カセットテープ1巻）を裁判所に送達せずに廃棄した。	本件録音体の取扱いにつき、記録担当事務官において、裁判所に送達すべきとの認識がなく、統括検察官において、その取扱いに関する具体的な指示・指導を行わなかったことから、録音体に関する相互の意思・認識の共有が図られないまま、両当事者をして、保管中の録音体を廃棄に至らせた。	検察官及び統括検察官において、裁判所に送達した本件録音体を回収した点について説明して謝罪した。	検察官及び統括検察官を連絡して、録音体の適正な取扱いの励行と事務処理の厳格な点検・確認の徹底を図ったほか、過誤防止を目的とした研修等を実施して、全庁的に過誤の再発防止を図るなどした。
裁判書引用書類を紛失した。	紛失の時期・原因は判然としないが、確定記録の保管作業の際、裁判書の内容精度が不十分であり、分離すべき裁判書引用書類の分離を行わず記録に混同させ、保管期間満了による記録廃棄の際にこれを廃棄した可能性が高い。	当該引用書類の復元は不可能であることから、引用書類が紛失または紛失されたことを確認した旨の報告書を当該記録に残し、保管記録保管等の備考欄にも同旨の記載をして関係者の事実を明らかにした。	過誤発生庁において、現在、確定記録の保管開始時、保管期間満了時及び判決書製作のために裁判書複写を提出した際の取扱い、複写名での点検・確認を励行している。
一部マスキング処理をした裁判書を閲覧させた。	保管検察官は、保管記録について閲覧の請求があり、請求に係る保管記録を閲覧させないときは、その旨及びその理由を書面により請求をした者に通知する旨の事務決定書（記録法施行規則に定められているところ、記録担当事務官において、記録法令の認識を欠いていたことから、保管記録閲覧請求書の閲覧請求記録欄に「外部部分の記載がなかった請求について、請求者に対し、口頭でプライバシー関係部分はマスキングする旨伝え、請求者の承諾が得られれば一部不許可とする場合には該当しない」と記載した上、統括検察官に対して同旨の報告をしたところ、同件においても、誤った報告を軽信し、自ら関係法令の解釈等をなす。さらに、保管検察官においても、一部マスキングをした裁判書を閲覧させるよう指示した際、閲覧請求者の確認等が不十分であったことから、閲覧一部不許可通知書を作成・交付する必要があったのに、その旨の指示を怠ったため。	保管検察官において再成閲覧の許可等を検討した上、閲覧請求者に対して閲覧一部不許可通知書を送付した上、請求者に対しマスキング処理をした裁判書を閲覧させた。	文書を出し、閲覧・複写申請書等の記載事項の確認の徹底等について注意喚起した。検察官及び記録担当事務官に対し、閲覧・複写の際には申請書の閲覧請求記録欄に「外部部分の記載がない場合には、許可決定書の許可部分（申請（申出）どおり）」となっていればマスキング処理をしない状態で閲覧させる必要があることはもちろん、閲覧・複写の請求書等の閲覧請求記録欄について、請求者等が「外部部分の記載を拒んだ場合には、一部不許可の手続をとった上で、マスキング処理を施した裁判書、記録等を閲覧・複写に係る旨の説明会を実施し、注意喚起を行った。

4. その他

その他（前年から増加）

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
保存期間内の行政文書である「平成17年刑事事件簿（一般）」1冊を紛失したものの。	紛失の原因等について判然としないものの、日常業務における行政文書の保存・管理及び閲覧区分等の機会に点検・確認が行われていなかったため。	当該記録の復元は不可能であるが、旧検察庁（C/S）のデータを保存しており、データ検索を実施し、閲覧作業を速やかに行なって関係者の点検・確認を行って関係者の点検・確認を指示した。また、過誤発生庁においては、刑事事件簿の保存に当たり、一般事件（保存期間10年）と道交法違反等違反事件（保存期間5年）を同一ファイルに記録して保存しており、記録の理由となり得ることから、保存中の刑事事件簿については分離して保存することとした。	全職員に対し、行政文書の適切な管理・保存を徹底するとともに、統括に当たっては複数人で点検・確認を速やかに行なうよう指示した。また、過誤発生時においては、速やかに行なって関係者の点検・確認を行って関係者の点検・確認を指示した。また、過誤発生時においては、刑事事件簿の保存に当たり、一般事件（保存期間10年）と道交法違反等違反事件（保存期間5年）を同一ファイルに記録して保存しており、記録の理由となり得ることから、保存中の刑事事件簿については分離して保存することとした。
保存期間内の行政文書である刑事事件簿等を紛失した。	管内区検の事務取扱方法の誤りに伴い、管内区検の行政文書、訴訟関係書類等を地検本庁に引き出したもの。適切な保存場所を定めず、当該行政文書をボール箱に梱包されたまま事務室内に置くなどしたため、その管理が不十分な状態でこれを紛失した。	保管記録保管等の他の行政文書は保存されており、統括に当たっては必ず複写名で関係文書の確認をするよう指示し、過誤防止の徹底に努めることとした。	文書を出し、行政文書の管理・保存を適切に行い、統括に当たっては必ず複写名で関係文書の確認をするよう指示し、過誤防止の徹底に努めることとした。
保存期間内の行政文書である罰金徴収金既済関係書類1件等を紛失した。	徴収金既済関係書類ファイルの点検・整理を実施した際、当該書類を同一ファイルから一旦抽出し整理しようとして事務机上に置いていたが、その後、同書類を既に保存期間が満了している書類と勘違いして廃棄したものの。	既に時効完成により徴収金関係書類のファイルから一旦抽出した書類であり、対外的な影響がないことから、特段の措置は講じていない。	検察官において、徴収金関係書類に対して本件過誤を周知し、現在保有している徴収金既済関係書類ファイルの保存方法等を点検・確認するとともに、紛失することのないよう、基本に忠実な事務処理の励行を指示した。
保存期間内の行政文書であるいわゆる医療観察法関係の「処遇事件審判記録」4冊等を紛失した。	当該行政文書については、平成19年に最高検から「その他医療観察に関するファイル」から分離し、「処遇事件審判記録」として行政文書の保存をする取扱いとする事務連絡メールが発信されているところ、行政文書事務担当者において、同事務連絡の認識が不十分であったことから、当該文書を回収した。なお、過誤発生庁において、行政文書事務担当者に、適切に同事務連絡の引継ぎがなされていないことも原因である。	当該行政文書は、審判のために作成された文書の控えであることから、裁判所から原本を借用の上、復元した。	関係等ミーティングにおいて、事実の経緯・原因を周知するとともに、文書を出し、複写チェックによる行政文書の適切な管理・廃棄及び事務連絡の徹底な伝達を徹底するよう注意喚起した。

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善策
被害者等通知希望者に対する裁判確定の通知及び加害者処遇状況等通知希望申出に関する通知を忘れた。	執行担当事務官において、被害者等通知の必要性などについての確認を怠ったため、裁判確定の通知及び加害者の処遇状況等に関する事項の通知希望の確認をすべきであったのにこれを行わず、確認者においても前記各通知に関する確認を怠ったため。	過誤発覚当日、通知対象者等に対し、裁判確定の通知等の送付が行われていないことについて謝罪担当部長から被害者等通知等を別途回付を受けて複数人により点検を行い、回付がない場合には、点検者において被害者等通知の必要性の有無について確認するなどして通知漏れの点検を行うよう改めた上、被害者等通知制度事務細則（自庁例規）を改正し、公判不提出記録の表紙に被害者等通知希望の有無及び通知希望人数を表示するゴム印を押印するとともに、検察総合情報管理システムの被害者通知情報欄を確認した旨の押印欄を設けるなどして確実に確認を行うよう改めた。	執行担当事務官における点検・確認体制を見直すとともに、判決時に裁判結果の通知を希望している場合には、捜査担当部長から被害者等通知等を別途回付を受けて複数人により点検を行い、回付がない場合には、点検者において被害者等通知の必要性の有無について確認するなどして通知漏れの点検を行うよう改めた上、被害者等通知制度事務細則（自庁例規）を改正し、公判不提出記録の表紙に被害者等通知希望の有無及び通知希望人数を表示するゴム印を押印するとともに、検察総合情報管理システムの被害者通知情報欄を確認した旨の押印欄を設けるなどして確実に確認を行うよう改めた。
罰金30万円を収納する際、納付義務者の代納者からの納付額は23万円であったのに、誤って30万円の領収証書を交付した。	罰金を収納するに当たり、代納者が持参した現金に大量の硬貨があったことから、主計係員数名において硬貨計算機を使用するなどして金額確認を行い、その集計結果を確認した主計係員Aにおいて、1万円に満たない硬貨を除いた7万単位の金額を収納するものと思込み、硬貨の金額を除外した集計金額が23万円であったにもかかわらず、その硬貨の金額を代納者に返還した上で、立ち会っていた徴収担当事務官に対し、確認完了の旨を伝えていたが、集計した金額が23万円であることを伝えていなかった。確認完了の連絡を受けた徴収担当事務官Bは、集計金額が30万円であることが確認できたものと誤解し、納付金額30万円の徴収・収納通知書を作成して主計係員Cに交付した。交付を受けた主計係員Cにおいて、同通知書記載の金額と実際の納付額が一致しているものと思込み、同通知書の金額と集計メモ等を対査・確認することなく、同通知書を取引官吏に渡し、領収証書に領収印を受け、主計係員Cが徴収担当事務官Bに渡した上、同人において同領収証書を代納者に交付したため。	既済となっていた検察総合情報管理システムのデータについては、7万円の減額訂正を行った上、未徴収に係る罰金7万円について罰定手続を行うこととし、徴収・収納通知書を作成して納付義務者等を窓口で案内することとし、収入官吏事務担当者においては、複数名において同通知書記載の金額と現金の対査・確認を徹底することとした。また、納付データについては、犯歴担当事務官において、所定の手続を行い、併せて該当市区町村長に対して犯歴事項訂正通知書（甲）を送付することとした。	徴収担当事務官においては、現金持参による徴収金の収納事務を行うに際し、納付義務者等に対して口頭で持参金額の確認を行い、徴収・収納通知書を作成して納付義務者等を窓口で案内することとし、収入官吏事務担当者においては、複数名において同通知書記載の金額と現金の対査・確認を徹底することとした。また、納付データについては、犯歴担当事務官において、所定の手続を行い、併せて該当市区町村長に対して犯歴事項訂正通知書（甲）を送付することとした。
保存期間内の行政文書である平成14年度及び同15年度の徴収金原簿（丙の二）等が破られたファイル2冊を紛失した。	紛失の原因等について判然としいないものの、書庫に保管中の行政文書について、日常業務における点検・確認が十分に行われていなかったため。	いずれも既済となっているものであり、事務処理の内容については略式命令請求処理等により確認できることから、特段の措置を講じていない。	文書を发出し、行政文書の適正な保存・管理を徹底するとともに、行政文書の点検・確認作業を行う際には、2名以上で確実に実施することとした。

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善策
入国管理局に対する過去強制事由該当者の通報を失念した。	本邦に在留する外国人につき、寛い刑取極法違反事件で有罪の判決を受けた場合には、入国審査官等に通報しなければならないこと、主任検察官において、通報の必要性は認識していたものの、立会事務官が通報を行っているものと考え、通報の有無を確認せず、立会事務官において、関係法令や所定の事務手続等の確認が不十分であったことから、本件が通報を要する事案であることに気付かなかったため。	入国管理局から裁判経路に関する電話照会があり本件過誤が発覚した後、有罪判決が確定している旨の回答を行った上、入国管理局から調査関係事項照会書の送付を受けて過去強制事由該当者に必要な書類を送付した。	文書を发出し、通報手続等の取扱要領を定め、同手続等を明確にするとともに、事件受理時に送致書に通報対象事件である旨を判決時に裁判結果集票備考欄に入国管理局に通報済みである旨をそれぞれ記載する取扱に改めた上、既経事由該当者についても改正を行い、外国人に対する過去強制事由該当の有無を確認する項目を追加した。

FAX誤送信（前年から増加）

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善策
刑事施設にファックス送信すべき文書を民間宅に誤送信した。	電話をかけた後、相手方の手動切替えによりファックス送信を行うに当たり、電話番号及び送信者の確認を適切に行うべきであったのに、業務繁忙であったことからこれを怠り、誤った電話番号に電話をかけた上、送信先の確認を行わず、「ファックスを送りますので切り替えの方をお願いします」などと述べてファックス切り替えを依頼し、送信したため。	誤送信者及びその上司において、誤送信先へ赴き、謝罪した上、本件誤送信文書を回収した。	事務連絡を发出し、送信先に電話をして、ファックスを直接受け取る担当者を確認した上、その担当者を面前にファックス送信する点検・確認の励行及び再発防止の徹底について注意喚起するとともに、幹部事務官ミーティングにおいても同様の注意喚起を行うなどし、再発防止に努めるよう指示した。
A弁護士事務所にてファックス送信すべき文書をB弁護士事務所へ誤送信した。	ファックス送信に当たり、あらかじめ登録された宛先を選択する際、機軸に表示された送信先の確認が不十分であったため、類似名称の弁護士事務所宛てに誤送信した。	誤送信発覚直後、誤送信先に電話で謝罪し、誤送信した文書を速やかに回収した。	文書を发出し、本件過誤を周知するとともに、あらかじめ登録した短縮番号により自動送信する際にも、送信前に宛先で送信先の点検・確認を実施し、同種過誤の再発防止に努めるよう指示した。
通訳人にファックス送信すべき文書を民間宅に誤送信した。	裁判所が連絡先等を把握・管理している法廷通訳人に対してファックス送信するに当たり、ファックスに登録されていた番号と裁判所から入手している番号が一致していたことを確認したのみで、テスト送信を行うことなく短縮番号を使用してファックス送信したため、通訳人の電話番号が変更されていたことに気づかなかったもの。	誤送信発覚直後、誤送信先に電話で謝罪し、誤送信した文書を速やかに回収した。	文書を发出し、本件過誤を周知するとともに、あらかじめ登録した短縮番号により自動送信する場合であっても、送信先に電話して送信先のファックス番号等を事前確認するよう指示するなどし、同種事案の再発防止を図ることとした。
警察署に送信すべき文書を民間宅に誤送信した。	誤送信者において、ファックス送信に当たり、ファックスの使用方法等につき確認してからファックス送信すべきであったのにこれを怠り、いわゆる「0発信」で送信を行う機器であることを承知せず、0発信をせずに誤った電話番号にテスト送信した上、共同執務者においても当該警察署と連絡を取ったものの、テスト送信の到着について確実な確認を行わずのまま、誤送信者において本送信を行ったため。	誤送信先及び事件関係者に対し、経緯を説明の上謝罪した。なお、誤送信にかかる書面については誤送信先においてシュレッダーにより廃棄した旨申し立て回収することができなかった。	文書を发出し、本件過誤を周知するとともに、送信前にテスト送信をした上で、確実に受信確認を行った上で本送信を行うなどのファックス手続を遵守するよう指示し、同種過誤の再発防止を図った。

過誤の内容	過誤の原因	事後措置	改善方策
弁護士事務所宛にファックス送信すべき文書を一般人家に誤送信した。	ファックス送信に当たり、市外局番から入力すべきであったのに市外局番の入力を行わず、さらに、テスト送信、受信確認を行うなどして、確實に送信先に確認をした上で送信すべきであったのにこれを怠ったため。	過誤発覚直後、誤送信先に赴き、謝罪の上、誤送信文書を回収した。	文書を発出し、本件過誤を周知するとともに、従前から過誤発生時で利用されている「ファックス送信マニュアル」を遵守してテスト送信等を行い、本送信においても同様に電話番号を確認するなどして送信するよう注意喚起した上、情報セキュリティ研修及びファックス送信手順遵守状況の事後確認検査を行うこととした。
A 弁護士事務所宛にファックス送信すべき文書を B 弁護士事務所に誤送信した。	本件誤送信前、誤送信者において、複数回にわたり B 弁護士事務所宛にファックス送信を行っており、本件書類についても同事務所宛にファックス送信するものと軽信し、宛先等の確認不十分のまま同事務所宛に送信したため。	誤送信者において、B 弁護士事務所へ赴き、同事務所事務員に謝罪した上、同人から誤送信文書を回収した。また、本件被告事件の主任検察官において、A 及び B のそれぞれの弁護士に電話で事情を説明し、謝罪した。	監督者において、統括検査官及び統括検務官に対し、送信先にファックス送信する際の連絡を行う際、併せて送信する文書の標題等の送信先が内容を特定できる事項を連絡し、確認するよう指示するとともに、部下職員にもその旨周知するよう指示した。
分室庁舎にファックス送信すべき文書を弁護士事務所宛に誤送信した。	分室庁舎にファックス送信する際、宛先リストに当該弁護士事務所が選択されていたのにこれに気付かず、分室と表示された短縮ダイヤルを選択してファックス送信したため、庁舎分室に送信すると同時に同事務所宛に誤送信した。	過誤発覚当日、誤送信者及びその上司において、同事務所へ赴き、謝罪した上、誤送信文書を回収した。	統括検査官、統括検務官に対し、ファックス誤送信に関する事務連絡を再度周知した上、ファックス送信を行う場合には、送信先の確認を徹底するとともに、部下職員にもその旨周知徹底するよう口頭指示した。また、弁護士事務所宛でのファックス送信は短縮ダイヤルを利用しないこととし、送信先のファックス番号を入力してテスト送信し、受信確認を行い、リダイヤル機能を利用して送信するよう併せて指示するとともに、ファックス機器の複数宛先送信禁止設定を行った。
弁護士会にファックス送信すべき文書を一般人家に誤送信した。	主任検察官において、被疑者から当番弁護士と接見したい旨の申し出を受けたことから、立会事務官において、弁護士会に電話し、当番弁護士と連絡を取ろうとしたが、夜間であったことから連絡を取ることができず、文書をファックス送信することとし、その際、ファックスの使用法等を確認してからファックス送信すべきであったのにこれを怠り、いわゆる「0 発信」が必要な機器であったのに、0 発信、テスト送信等をせずにファックス送信を行ったため。	統括検査官が直ちに一般人家に赴き、経緯を説明の上謝罪し、誤送信文書を回収した。	各ファックス機器自体に「0 発信」または「0 発信は不要」の旨明示したシールを貼付した上、文書を発出し、ファックス送信手順の遵守等について注意喚起した。

平成24年度事務監査結果の概況

〔この資料は、平成24年度において最高検察庁が実施した高等検察庁及び地方検察庁合計10庁に対する定例事務監査について、最高検察庁監察指導部が、同監査の概況、推奨事項、要望事項を取りまとめたものであり、執務の参考になると思料されるので掲載する。〕

目次

第1 概況

第2 推奨事項

1 組織管理に関する事項

- (1) 組織管理に関する基本方針と実施状況
- (2) 職員の指導育成状況
- (3) 最近事務改善のために採った措置とその効果
- (4) 危機管理のための施策
- (5) 広報の実施状況

2 検察事務に関する事項

- (1) 捜査・公判に関する事項
- (2) 犯罪被害者に関する事項
- (3) 裁判員制度の運営に関する事項

第3 要望事項等

1 組織管理に関する事項

- (1) 心身の健康管理
- (2) 危機管理のための施策

2 検務事務に関する事項

第1 概況

平成24年度における当庁の下級検察庁に対する定例事務監査は、次表のとおり10庁に対し実施した。

監査実施項目については、別添資料のとおりである。

監査対象庁	監査実施日
東京高等検察庁	平成24年 6月 4日 ~ 6月 6日
岡山地方検察庁	同 年 6月19日 ~ 6月21日
甲府地方検察庁	同 年 7月 3日 ~ 7月 5日
青森地方検察庁	同 年 7月18日 ~ 7月20日
仙台高等検察庁	同 年10月16日 ~ 10月18日
富山地方検察庁	同 年10月30日 ~ 11月 1日
前橋地方検察庁	同 年11月 6日 ~ 11月 8日
鹿児島地方検察庁	同 年11月20日 ~ 11月22日
大津地方検察庁	同 年12月 4日 ~ 12月 6日
札幌地方検察庁	同 年12月11日 ~ 12月14日

(実施順)

監査結果について、「良好」と認めたのは8庁、「全般的に良好」と認めたのは2庁である。

第2 推奨事項

1 組織管理に関する事項

(1) 組織管理に関する基本方針と実施状況

ア 「検察の理念」の浸透・実践を始めとする検察改革の積極的推進

「検察の理念」発出後における管内地検の各種会議や勉強会等で取り上げられた「検察の理念」に関する具体的事例を集約し管内地検に配布したほか、管内次席検事協議会（年2回）、管内幹部検察官（部長、支部長及び三席）協議会、管内中堅検察官（シニア検事）協議会及び管内若手検察官（新任明け検事）協議会を開催し、更に平成24年11月には管内副検事協議会を開催するなど、幅広い階層の検察官

の協議会を実施して、「法律的な知識、技能の修得」をする機会や「内省しつつ経験から学び行動する」機会を提供するとともに、各協議会において、外部講師による講演会（矯正・保護分野、科学的捜査手法の分野等）を実施している。

また、「若手事務官の会」を設置して積極的に運用し、「自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する」よう努めている。

さらに、平成24年度の管内地検に対する事務監査においては、組織運営及び検察権行使の重点項目全般につき、検察改革からの視点も十分踏まえて監査を実施しており、事務監査を通じて検察改革の推進を図っている。

これら「検察の理念」の浸透・実践を始めとする検察改革を推進するための積極的な取組は推奨に値する。

イ 「検察の理念」の周知徹底について

平成23年9月30日に示された「検察の理念」は、直ちに、全職員へメールで通知するとともに、執務室の目につきやすい場所に「検察の理念10項目」をパネルにして掲示したほか、前文を含めた「検察の理念」全体を名刺サイズにした携帯版を作成して全職員に携帯させ、各職員のパソコン起動時及びスクリーンセーバー作動時に「検察の理念」のスローガンを自動表示させ、さらに、各部署における輪読会や各種ミーティングで取り上げるなど、全職員に常に「検察の理念」を意識するように指導し、その周知を徹底させていることは推奨に値する。

ウ 「検察の理念」の理解の深化と実践への積極的な取組

平成23年10月から、毎月1回、検事1名、副検事1名、事務局部門、企画調査課、検務部門、捜査公判部門の事務官等を構成員とするコンプライアンスリーダー協議会を開催し、当初は、「検察の在り方検討会議提言」等を検討し、第3回協議会以降は、「検察の理念」の各項目ごとに、それぞれの職務上、問題となり得る事例を持ち寄り協議し

ており、今後、それら事例を整理した上で全職員に周知することを予定するなど、「検察の理念」の理解の深化と実践に向けて積極的に取り組んでおり、このような取組は推奨に値する。

エ 「検察の理念」の浸透と取組について

「検察の理念」を浸透させるため、これまでに各種の取組が実施されているが、更に個々の職員が業務を行う上で「検察の理念」を強く意識して行動するよう、検察の理念を踏まえた各課室ごとの業務指針が作成され実践されている。

また、関係機関との連携強化を推進するため、矯正・保護・福祉機関・施設における業務の研修が全職員を対象に実施されているほか、検察・警察合同による鑑識に関する研究会などの職員の研さんの機会が設けられている。

さらに、再犯防止への取組として、受刑者の処遇や保護観察の実情等について、関係機関等との意見交換が実施され、これら機関への情報提供の在り方などについて、部内で協議、検討が重ねられていることに加え、県の障害者審査委員会の発足に向けて緊密に連携しており、これら一連の取組は、推奨に値する。

(2) 職員の指導育成状況

ア 若手検察官の指導・育成について

個々の事件決裁等を通じての決裁官による指導以外にも、新任明け検事2名及び新任副検事1名を、管内警察署等の事情に明るく良好な関係を維持している優秀なベテラン副検事や特別公判担当の統括捜査官と同じ大部屋で執務させ、警察に対する具体的な指揮・指導の仕方のほか執務上の疑問や不安があったときには、すぐにベテラン副検事や統括捜査官に相談し、共同でこれを解消できるような共同執務体制を整えるとともに、廊下を挟んで三席検事の執務室を配置し、適宜三席検事がその補助、応援に入ることができる態勢を採るなどして、きめ細やかな若手検察官の指導・育成を図っていることは推奨に値する。

イ 若手検察官に対する的確な指導・育成

検事正、次席検事の的確な指導ときめ細やかな配慮により、自由闊達で明るい職場環境が醸成され、そのような環境の下、新任明け検事を含む若手検事や若手副検事を積極的にシニア検事を主任検事とする共同捜査・共同公判立会に投入し、若手検察官に裁判員裁判対象事件や財政経済事件などの捜査・公判の経験を着実に積ませている。

若手検察官らと個別に面談した印象でも、執務姿勢が意欲的な若手検察官が目立ち、シニア検事と若手検察官との関係も良好であることがうかがわれる。

一方、高検管内の事件数が比較的少ない他地検から若手検事を受け入れ、一般事件の捜査処理のほか、裁判員裁判対象事件や財政経済事件の共同捜査も経験させている。

これらの若手検察官に対する指導・育成の取組は、推奨に値する。

ウ 若手検察官及び若手検察事務官の指導育成

共同執務体制を採り、若手検察官及び経験の浅い立会事務官に、経験豊かなシニア検事、副検事及び先輩立会事務官の実務能力や警察に対する指揮指導能力等を直に見聞させ、そのノウハウを吸収できるようにするとともに、気軽に相談等できる執務態勢を執っており、若手検察官及び検察事務官の捜査・公判遂行能力の向上に積極的に取り組んでいる。また、若手検事に積極的に裁判員裁判対象事件を配点する、裁判員裁判対象事件や否認事件については若手検察官とシニア検事等との共同立会とする、事案検討会を開催する、若手検察事務官に対し、逮捕状執行補助、実況見分補助など刑事手続の各場面に実際に立ち会う機会を与えるなど、様々な場面で、若手検察官や若手検察事務官の指導育成に積極的に取り組んでおり、これら一連の取組は、推奨に値する。

エ 検察の理念の精神を踏まえた職員の効果的な指導育成について

検察官に対しては、個々の事件決裁等を通じての決裁官による指導以外にも、事実認定や処理方針について疑義があって多数の検察官の意見を参考にすべき事案については事案検討会を開催し、さらに、取

調べの適正化、被疑者取調べの録音・録画、科学的知見に基づく捜査の内容、被害者参加制度施行に伴う犯罪被害者保護の在り方等に関する各種勉強会を実施することにより、検察事務官に対しては、上記勉強会に参加させ、あるいは、捜査・公判実務研修等各種研修の実施等により、個々の事件の捜査・公判遂行能力の向上はもとよりとして、幅広い知識の習得及び各職員が取り組むべき課題の明確化を図り、検察の理念に掲げる各項目の実現に向けた効果的な指導育成を行っていることは推奨に値する。

オ 検察庁職員として幅広い知識や教養を身に付けるための全庁的な取組

職員のための勉強会等を充実させているところ。例えば、検察官に対する勉強会では、実際の事件で懸案となっている法律問題等を題材に取り上げたり、過誤防止に向けたミーティングでは、不当勾留の防止といった重点項目を挙げ、それを念頭に不適切事例について検討するなど、極めて実践に即した内容が企画され、内容的にもレベルの高いものとなっており、参加者からの評価も高く、実際に、近時、監査対象期間初期の不当勾留以降、身柄関係の過誤の発生が見られなかったなどの成果も上げている。

「検察の理念」を体現するものとして、検察庁職員として必要な幅広い知識や教養等を身に付けるため、全庁的にこのような取組がなされていることは、推奨に値する。

カ 取調べの全過程の録音・録画への積極的な取組と、録音・録画の下における取調べの在り方の検討・指導

取調べの全過程の録音・録画に前向きに取り組む、それを通じて、基本的な取調べの在り方、工夫すべき点などに関する具体的な指導に努めている。

特に、録音・録画の下での取調べについては、その事前事後に、その在り方に関し、

警察との連携、被疑者の人格への配慮、被害者らの視点の意識、供述の調査録取上の留意点等についての具体的な指導が行われていることを高く評価する。

キ 職員の能力向上及び過誤防止に向けた取組

職員の能力の向上等を図るため、自庁研修を数多く計画・実施し、また、検察官勉強会、いわゆる検取協議会等の機会を利用した事例検討などに積極的に取り組んでおり、各種会議やミーティングの結果等についても職員に速やかに周知されるなど、有用な情報の共有にも配慮しており、職員の執務能力向上を図る体制が構築されている。

また、過誤防止等の観点から、検務事務については、本庁、支部、区検において、事件受理、証拠品受理、徴収金調定・収納、裁判書原本等の保管状況の事務点検を毎月実施しているほか、ファクシミリ誤送信防止についても、毎月、全部署に対し送信記録を点検させ送信手順が励行されているか確認させた上、報告書と共に提出させる取扱いを実施するなど、過誤防止に対する取組も積極的である。

これら組織全体での取組は、推奨に値する。

ク 首席捜査官事務打合せ会の開催

検察再生に向けた議論を進める中で、検察組織において多数の割合を占める検察事務官に関して、その現状を把握し、諸問題点を解決することを優先課題の一つとして位置付け、平成23年度に初めての試みとして、管内地検の首席捜査官を対象とした「首席捜査官事務打合せ会」を開催した。同打合せ会は、「検察事務官が、全体として、よ

り能力を高め、より能力を発揮し、より優れた刑事司法実現のために活躍できる検察組織を目指すことは、検察改革の中核をなす課題であり、この課題に取り組むためには、検察組織の各分野を総点検する必要がある。そこで、まず、検察活動の中核をなす捜査・公判部門に焦点を当てることとし、「管内各地検の同部門における検察事務官の業務の実情と問題点を把握するところから作業に着手する」との基本理念に基づき、協議事項として、「捜査・公判部門における検察事務官の実情と問題点-立会事務官を中心として」を掲げ、①立会事務官の配置の現状及び立会事務の困難化・繁忙化の原因、②立会事務官と検察官との関係、③立会事務官と検務等他部門との関係、④立会事務官の指導・育成体制等について、各庁の意見をもち寄り、率直な情報や意見交換が行われた。

また、同打合せ会では、捜査・公判部門の体制や検察事務官の実情等、種々の客観データを正確に把握するために、「首席捜査官事務打合せ会提出資料」として基礎資料を取りまとめ、さらに、立会事務官・中核事務官に対する無記名アンケート（対象者767名中736名が回答、回収率は約96パーセント）を実施し、各庁別等にアンケート結果を取りまとめた。これら基礎資料及びアンケート結果は、管内各地検の実情を知る上で有益な資料となったほか、管内各地検において検事正を始めとする幹部職員が、各地検の現状や問題点を把握・検討し、今後改善策を検討するための貴重な資料として活用されている。

さらに、そのフォローアップとして平成24年度には「管内首席捜査官協議会」が開催され、協議事項として、①平成23年度打合せ会の自庁意見を踏まえた上で、立会事務官の業務内容の改善点及びそれに対する首席捜査官の関与状況、②立会事務官以外の捜査・公判部門における検察事務官の業務内容の改善点及びそれに対する首席捜査官の関与状況、③首席捜査官の業務内容等の変更点及び今後、首席捜査官が行うべき業務、在り方の提案、④平成23年度打合せ以降、現場に与えた影響及び新たに発生した検討すべき事項並びにこれに対する

取組状況及び首席捜査官の関与状況を掲げ、率直な情報や意見交換が行われた。

これら一連の取組は、推奨に値する。

(3) 最近事務改善のために採った措置とその効果

ア 事務能率改善への積極的な取組

従前、事務改善にかかる組織として「事務能率改善協議会」を設置していたが、平成23年6月、同協議会を廃止し、次席検事を委員長とする「若手検察事務官による事務能率改善委員会」を設置し、これまで以上に若手職員の意見が、事務の合理化や改善に反映される体制を構築し、その後、同委員会の提案を踏まえ、①検務事務研修の実施、②ダイヤルイン方式の電話であることを踏まえ、呼び出し等の相手方が不在だった場合の他の職員への周知の徹底、③未経験者に対する録音・録画研修の実施、④在宅当番時の対応マニュアルの作成・配布等を実施するなど事務能率改善に積極的に取り組んでいる。このような取組は、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築することに資するものであって、推奨に値する。

イ 「自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する」ための積極的な取組

平成24年度の庁務運営上の重点目標の一つとして、「風通し、目配り、気配り、上司から」を挙げ、階層別会議などに積極的に取り組む中、特に「若手事務官意見交換会」（全庁45名）を2班に分け実施したところ、積極的・建設的な意見が多数寄せられたことから、これら意見を検察事務、その他に分け、検察官会議又は幹部事務官会議で分析・検討し、速やかに対応している。その結果として、現時点で全庁的に過去3か年平均と比べ3割近くの超過勤務の縮減を達成するなどしており、これらの取組は、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土の構築に資するものと認められ、推奨に値する。

ウ 捜査・公判支援態勢の充実強化について

若年化傾向の立会事務官の配置が見直され、捜査・公判に適性のあ

る40歳代のチーフ立会事務官2名を新たに配置し、立会勉強会や立会事務官ミーティングにおいて、若手事務官への助言・指導が行われているほか、事件管理部門においても、立会事務官への支援態勢を拡充し、スーパーサブ態勢、事件記録の謄抄本の作成、鑑定人・通訳人との連絡・調整、旅費の請求などの業務への支援が行われており、立会事務官の能力向上及び超過勤務の縮減が図られていることは推奨に値する。

エ 増加傾向にあった罰金未済を減少させるための積極的な取組について

本庁の徴収金未済件数は、平成23年度末において140件であったが、担当者において、積極的な現地調査等の実施や、刑事施設等との連絡調整を進めて労役場留置が円滑に行われるなどした結果、平成24年11月21日現在で67件と50パーセント以上と大きく減少させており、顕著な成果を上げていることは推奨に値する。

(4) 危機管理のための施策

ア 東日本大震災発生後の適切な対応及びその検証並びにその経験を踏まえた業務継続計画の見直し等

平成23年3月11日の東日本大震災の発生後、速やかに災害対策本部を設置した上、職員が一丸となって業務遂行に努め、また、管内被災庁に対し必要な支援活動等を実施するなど適切な対応がなされ、また、同年11月には「東日本大震災による被害と検察運営等」を取りまとめ、同震災等が検察権行使やその他の業務に与えた影響等を詳細に検証し、その教訓と今後の課題等を明らかにし、それを検察全体で共有できるようにしたほか、「大災害時こそ、組織内部のこのみに気を奪われることなく、被災地の治安の維持という検察としての責務に対する自覚を肝に銘じ、警察、矯正等関係機関と情報を交換・共有しつつ連携・協力して種々の課題に対応することが必要であるとの教訓」を踏まえ、業務継続計画及び法務総合庁舎消防計画を見直すとともに、非常時における被告人等の身柄の安全確認マニュアルを策定

した。

これら一連の災害時の対応や危機管理への取組は、推奨に値する。

イ 災害時の危機管理体制の構築等

各年度当初、災害・国民保護対策委員会を開催して各年度の防災訓練等の実施計画を策定し、同計画に基づき、職員の安否情報収集・伝達訓練のみならず、非常時優先業務従事訓練、避難訓練、帰宅訓練を実施しているほか、業務継続計画の検証を行うため登庁訓練も実施している上、前記訓練の際、管内地検との緊急連絡体制通信訓練を実施するなど、管内各庁の防災対策の重点事項とその取組をテーマに各庁担当者と協議するとともに、各庁の防災等対策実施状況に関する情報を共有化し、各庁の防災等対策の推進が図られている。また、大規模地震等非常時に勾留されている被告人等の安全を確保するため、「非常時における被告人等の安全の確保及び収容状況の確認に関するマニュアル」を作成するとともに、管内地検にも作成を指示し、非常時における身柄の安全確保等の事務に遺漏のないよう配慮がなされている。さらに、東日本大震災後、担当部署において、管内地検の被害状況を調査し、特に被害が甚大であった管内地検については早々に現地に赴いて現状を把握し、法務省に対して予算上申折衝を行い、応急復旧工事が早急に実施できるようにするなどの適切な対応が採られている。

これら一連の災害時の対応や危機管理体制の構築への取組は、推奨に値する。

ウ 過誤防止に向けた積極的な取組について

具体的事例等に即した過誤防止対策を採っているほか、職員研修等について、年度当初導入研修（転入検察官・事務官を対象に日直業務等の研修）、若手検事検務事務研修、各事務処理勉強会、録音・録画研修、精神鑑定・医療観察法研修、令状事務等過誤防止研修、捜査実地（逮捕、収容、捜索差押え、司法解剖等）研修など、過誤防止等に向けた各種研修・勉強会を年間を通じて数多く実施し、また、毎週月曜日に行う

立会事務官ミーティングにおいては、各立会事務官が経験したいいわゆる「ひやりミス」をも情報共有させて注意喚起するなど、過誤防止に関して不断の取組を行っていることは、推奨に値する。

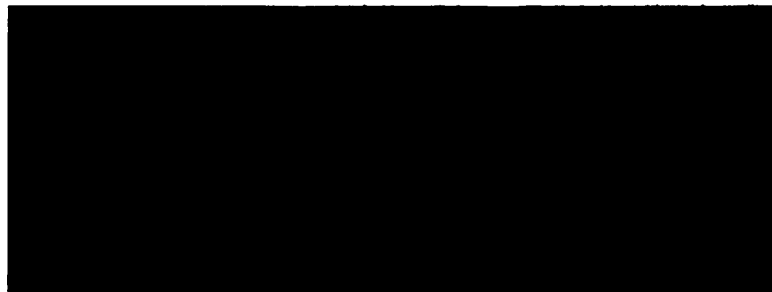
(5) 広報の実施状況（積極的な広報活動）

従前から、検察官と検察事務官が一体となって、中学生等の若年層から高齢層までの幅広い年代層を対象にして、裁判員制度に関する啓発、検察広報に積極的に取り組んでいるところ、マスメディアの協力も確保して成果を上げている。また、「検察の理念」制定後においては、NHKテレビ、民報テレビ局2局、FM・AMラジオ局、地域FMコミュニティラジオ局等の協力を得て、これらの番組には、検察官が合計12回出演し、検察庁職員が「検察の理念」に基づき使命感を持って職務に取り組んでいることなども紹介するなどしており、これら取組は他庁の参考になるとして検察メールマガジン第32号でも紹介されている。このようにマスメディアの協力を得て「検察の理念」についての理解促進に積極的に取り組んでいることは、高く評価でき、推奨に値する。

2 検察事務に関する事項

(1) 捜査・公判に関する事項

ア 長期公判係属事件減少への積極的な取組



特定の被告事件1件を除き、平成24年12月14日をもって全て審理を終了するなどの成果を上げた。

このような、長期公判係属事件減少への積極的な取組により実際に

成果を上げたことは、推奨に値する。

イ サポートセンターの適切な運用

公判前整理手続の実施等に関し、高検内に公判部検事及び公判事務課検察事務官をスタッフとするサポートセンターを設置し、管内地検を適宜適切に指導する体制が構築され、適切に運用されていることは推奨に値する。

ウ 警察に対する指導と緊密な連携について

具体的事件の捜査指揮はもとより、警察学校等における講義や司法警察職員に対する捜査実務研修等を通じて警察捜査に対する指導を的確に行っているほか、

さらに、科学捜査研究所の鑑識官との合同研究会を開催し、検察官にも指掌紋採取・足こん跡採取・ポリグラフ検査等を実体験させ、鑑識活動の現場や科学的知見に基づく捜査の重要性を体得させるなど、警察との緊密な連携を図っていることは推奨に値する。

(2) 犯罪被害者に関する事項（支援体制の充実）

原審判決後、未だ控訴審係属部が確定せず担当検事及び立会事務官が決まっていない事件について、被害者等事件関係者から照会等を受けた場合、窓口となる総務部事件係において、「被害者等対応表」に、「問い合わせ日時」、「照会者」、「照会内容（要望）」を記載して対象事件に対する照会内容等を記録し、控訴審係属部判明後、速やかにその内容を各立会事務官に書面で伝え、各要望を踏まえた速やかな対応をとれる制度を設け、被害者等に対し適切な対応がとれるよう配慮されている。

また、管内地検から、各庁における被害者支援業務を活性化させるために実施した取組や被害者支援員が担当している業務等について事前に調査した上で、それらの調査に基づき、被害者支援担当者と被害者支援員による犯罪被害者支援業務について、テレビ会議を実施し、各庁が実施している取組状況等につき情報の共有化を図るとともに、被害者支援

業務に関する問題点等につき意見交換をするなどし、各庁に同業務の更なる充実・推進を促している。

これら犯罪被害者の支援に対する取組は、推奨に値する。

(3) 裁判員制度の運営に関する事項

裁判員裁判対象事件の取調べの録音・録画の積極的試行

裁判員裁判対象事件につき、積極的に取調べの録音・録画を実施するとともに、事案の内容等を踏まえ、様々な方法で実施するなど録音・録画の試行的拡大の趣旨を踏まえた積極的な取組をしており、このような取組は推奨に値する。

第3 要望事項等

1 組織管理に関する事項

(1) 心身の健康管理（年次休暇取得の促進）

平成23年度に超過勤務削減に関し、対前年比約16パーセント（1,150時間）の削減を達成し成果を上げているが、年次休暇の取得については前年の平均取得日数を下回った状況にあり、他庁に比しても少ない状況にある。これは、特定の事務を一人で担当していることや、検察官の配置数の割には、裁判員裁判対象事件が比較的多く、検察官の負担が少なくないことなどに起因していると思料されるところ、活力ある組織風土を構築するためには、職員一人一人の心身が健康であることが何より必要であり、そのためにも、今後、相互支援体制を充実させるなどの方策を講じることによって、より休暇を取得しやすい環境を整備することが望まれる。若手検察事務官による事務能率改善委員会においても、年次休暇取得の促進に関しての具体的方策について検討が進められているところであるが、年次休暇取得促進に関してのより効果的な検討が望まれる。

(2) 危機管理のための施策

ア 過誤防止に向けた職場環境及び職員意識等の改善について

証拠品、事件記録及び行政文書の管理・保存状況を確認したところ

整理等が行き届いていない箇所が散見され、再発防止の観点から、職

員各自に対して関係例規等の周知徹底を行うことはもとより、自庁で発生した職務上の過誤事案の発覚の端緒、発生経緯及び発生原因等に係る情報について、全職員にその詳細を周知するなどして情報共有を図り、職員個々が相互補完の意識の下、過誤防止に留意しつつ業務に当たる必要がある。

このように、過誤防止に当たっては、職場環境等の外的要因及び担当職員個々の意識・認識等の内的要因に対する様々な観点による対応策を、職員一人一人が高い意識の下、意欲的に取り組む必要があり、全庁的な検証作業等を通じて、職場環境及び職員意識等の改善を図り、過誤防止策を一層推進されたい。

イ 証拠品保管倉庫の適正な管理について

証拠品保管倉庫内の棚の一部に、執務室で使用する文具等消耗品が一時保管されていたが、証拠品の適正な管理のため、今後、同倉庫内には証拠品以外の物品を保管することのないよう改善されたい。

2 検務事務に関する事項

市区町村から検察庁に対してなされる前科照会については、法令上の欠格事由の調査を理由とし、かつ、市区町村において把握していない前科に限り、その照会に応ずることとされているところ、行政官庁が行う表彰等に関する身分証明を理由として行われた前科照会について回答した事例があったので、今後、適切な前科回答業務を行うよう改善されたい。